

会 議 録 第 3 号

1. 招集日時 令和元年6月20日(木) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- 1番 鈴木勝利君
 - 2番 藤田尚美君
 - 3番 秋山泉君
 - 4番 長田麻美君
 - 5番 山本伸子君
 - 6番 柳井哲也君
 - 7番 伊藤裕一君
 - 8番 石原幸雄君
 - 9番 甲斐徳之助君
 - 10番 池辺己実夫君
 - 11番 守屋常雄君
 - 12番 加川裕美君
 - 13番 北島登君
 - 14番 杉森弘之君
 - 15番 須藤京子君
 - 16番 黒木のぶ子君
 - 17番 諸橋太一郎君
 - 18番 市川圭一君
 - 19番 小松崎伸君
 - 20番 板倉香君
 - 21番 遠藤憲子君
 - 22番 利根川英雄君
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課長補佐	宮田修君

令和元年第1回牛久市議会定例会

議事日程第3号

令和元年6月20日（木）午前10時開議

日程第 1. 一般質問

午前10時01分開議

○議長（石原幸雄君） おはようございます。

18番市川圭一君より遅参の申し出がありました。

本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問

○議長（石原幸雄君） 初めに、14番杉森弘之君。

〔14番杉森弘之君登壇〕

○14番（杉森弘之君） おはようございます。市民クラブの杉森弘之です。

初めに、一昨日、6月18日午後10時22分ごろに、山形県沖の深さ約14キロメートルを震源として、マグニチュード6.7、震度6強の新潟・山形地震が発生しました。被災された皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

同時に、日本全国で地震が多発している中で、原発を再稼働させている安倍政権と電力会社、とりわけ最も身近で事故の際に最も被害が大きくなると言われている東海第二原発の再稼働を強行しようとしている日本原子力発電と、それを後押ししている東京電力の妄動に怒りを禁じ得ません。

それでは、本日の一般質問のトップバッターとして質問いたします。

私の質問は3つで、一問一答で質問しますので、よろしく願いいたします。

質問の第1は、幼保無償化についてであります。

本年5月11日に、いわゆる幼保無償化法案と高等教育無償化法案が国会で成立しました。どちらも10月の消費税増税が前提です。私はもちろん、所得の低い人ほど税の負担率が重くなる消費税に、そしてその増税に反対であります。消費税増税そのものの問題点については別の機会に譲るとして、この2つの無償化の内容について市民からさまざまな疑問が寄せられていますので、まず、改正子ども・子育て支援法によって本年10月から始まる、いわゆる幼保

無償化について質問いたします。

報道によれば、3歳児から5歳児は原則全世帯、ゼロ歳児から2歳児は住民税非課税の世帯を対象に認可保育所や認定こども園、幼稚園などの利用料を無料にするとのことで、全国で約300万人が対象になると言われています。

そこで、牛久市における対象者数、すなわち3歳児から5歳児と、住民税非課税世帯のゼロ歳児から2歳児の数、そして対象にならない住民税課税世帯のゼロ歳児から2歳児の数はどのくらいになるのか、お聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 本年10月から実施されます幼児教育の無償化では、給付の対象が保育園や認定こども園等の保育施設や新制度の幼稚園の利用に加えて、私学助成の幼稚園、特別支援学校の幼稚部、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用についても対象となります。

牛久市の保育施設や幼稚園を現在利用していて、無償化の対象となる3歳から5歳の児童数は、保育施設が1,113人、幼稚園が1,111人で、合計2,224人です。また、保育施設利用のゼロ歳から2歳の非課税世帯の子供についても無償化の対象となり、39人おります。ゼロ歳から2歳で無償化の対象とならない子供は634人です。

なお、今回新しく無償化の対象となった施設は、保護者が直接利用を申し込むもので、保育の必要性の有無を問わないものもあるため、どの程度の利用者がいるかは把握しておりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） ゼロ歳児から2歳児でも、住民税課税世帯は対象になりません。住民税課税世帯は年収270万円以上と言われていますが、そもそも年収270万円ですんなり生活が可能でしょうか。周知のとおり、年収300万円は結婚の壁と言われています。300万円以下だと結婚も異性との交際も難しいと言われています。まして、その270万円は、夫婦、そして子供もいる世帯です。そのような世帯の子を補助の対象から外すというのは、いかにも理不尽ではないでしょうか。

茨城県では、多子世帯保育料軽減事業として、2019年より世帯年収にかかわらず第3子以降の3歳未満児の保育料は無料になりました。さらに、第1子、第2子の3歳未満児についても、せめて年収600万円までの世帯は補助の対象とすべきではないでしょうか。兵庫県は、支援を受けられないゼロ歳から2歳の子供に対しても独自に支援する計画を発表しました。この点に関し、市としてはどのような対応を考えているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 先ほど答弁いたしましたとおり、ゼロ歳から2歳において無償化の対象とならない児童は634人おりますが、これまで行われてきた幼児教育の段階的無償化策において、世帯年収約360万円未満の世帯で、ひとり親世帯や障害者のいる世帯の2人目以降の子供及びそれ以外の世帯の3人目以降の子供については既に無償となっており、現在、該当児童が22人おります。

また、茨城県の補助金に、世帯収入およそ640万円までの世帯を対象に、ゼロ歳児から2歳児までで3人目の児童の保育料を全額補助する補助金があり、牛久市ではこれを活用して補助を行ってまいりましたが、この補助金の該当者が68人程度いると見込んでおります。

これら2つの制度を算入すると、10月からの無償化と合わせて保育料が無償となる児童は129人となります。

茨城県の補助金については、本年度、対象者の拡大が行われておりますので、市としても活用を検討をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 県の補助措置などを活用するというのは進めていただきたいと思えますけれども、さらに市独自にも何ができるのか、そのことについてさらに検討を加えていただきたいというふうに思います。

次に、実費として徴収されている費用、例えば通園送迎費、給食などの食材料費、行事費などについては補助の対象となっていないことに関して質問いたします。これらについての牛久市の現状と今後の対応策をどのように考えているか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 保育を実施するに当たって、施設では保育に要する費用は徴収することができませんが、通園バスの利用料や行事への参加費、保育に必要な文房具等の購入費、保育施設における3歳以上児への主食の提供に要する費用は徴収することができますとされております。生活保護費受給世帯については、これらの費用負担に対する補助制度があります。

今回の無償化の実施に当たって、3歳以上児に対する給食副食材料費も保護者から徴収できるものとされ、年収360万円未満の世帯については徴収が免除されることとなっております。

市としましては、現在、独自の支援については予定してはおりませんが、給食副食材料費の金額については、今後国から示される制度設計を見ながら決定してみたいと考えております。

また、公立幼稚園においては、現在、1食当たり250円の給食材料費を徴収しており、無償化の実施に向けて徴収額の検討を行う予定でおります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 報道によると、保育所運営費のおおむね50%が保育料で賄われ、残る50%の負担を、国が4分の2、都道府県4分の1、市町村4分の1とされています。三位一体の改革によって、2004年度から公立のみ、国及び都道府県負担が一般財源化された結果、公立は市町村4分の4となりました。幼保無償化でも、国と都道府県、市町村との間の財政負担割合は変わっていません。

他方で、公立の場合、市町村4分の4の負担費用に対する国の地方財政措置を見ると、市町村が負担する費用を基準財政需要額に反映させ、地方交付税等で保障する仕組みになっているとも言われています。しかし、実際には適切に保障されていないために、市の負担が増大しているとして、市立保育園・幼稚園を減らされてきました。

根本市長は、市立保育園・幼稚園の存続を明言されてきておられますが、保護者の中にはこの市立保育園・幼稚園の存続について不安の声もありますが、今後もこの方針を変更なく堅持されるのかどうか、市の見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 保育施設につきましては、10月からの制度開始に当たって、保護者からの問い合わせも少なく、施設利用の申し込みも例年と比べても変化は見られない状態です。公立保育園は、従来から民営化を進めるという方針を示しており、そのことについては変わりありません。

公立保育園の今後については、幼児教育の無償化によって保育ニーズがどうなるか、待機児童がふえるのか等、状況を見きわめ対応してまいりたいと考えております。

また、公立幼稚園については、教育委員会の諮問を受け、幼稚園運営協議会にて協議し、2園体制で存続するとした答申を受け、市としての存続を決定し、現在に至っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 公立と、いわゆる民間の保育園あるいは幼稚園、それぞれの役割というものがあると思います。この間、市立の保育園・幼稚園に関しては、その存在意義というものも十分に議論をされてきているのではないかというふうに思いますので、この点について十分なる認識のもとに今後の問題を考えていただきたいというふうに思います。

この幼保無償化については、保育士・幼稚園教諭の約7割が反対していると言われています。ウェブサイト「保育のお仕事」を運営するウェルクスが発表したアンケート結果により明らかになっています。幼保無償化に当たり不安に思うこととして、「業務負担の増加」が74%、「保育の質低下」が69.7%、「待機児童の増加」51.1%などが挙がっています。「幼保

無償化よりも保育士の確保が必要」という回答は82.8%に上るとされています。この中で、51.1%の保育士・幼稚園教諭が、待機児童の増加を不安に思っていると言われています。牛久市では、昨年の数字で79名の待機児童が存在していると報告されています。

そこで、保育園の待機児童を解消するために、保育園確保の現状と今後の計画について質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 令和元年6月1日現在の待機児童の状況は、国の統計基準における待機児童数は18名で、全てが1歳児となっております。昨年同時期の待機児童は55名でしたので、今年度は大きく減少しております。保育士不足による利用制限人数は、1歳児が12名となっております、利用制限がなければ待機児童数は6名となります。

今後の施設整備の計画については、令和2年4月開園予定で小規模保育施設を1園、南2丁目地内に整備を行っております。また、4月に開園予定であった（仮称）フレンド幼稚園が、8月には開園する予定であります。

今年度、待機児童を大きく減少させることができましたが、まだ1歳児において利用定員を超える申し込みがありますので、人口動静、保育のニーズの把握等に努め、適正な施設整備を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） さらに、さきのアンケートでは、保育士・幼稚園教諭の74%が「業務負担の増加」、69.7%が「保育の質低下」を不安に思い、82.8%が「幼保無償化よりも保育士の確保が必要」と回答しているそうです。

牛久市では、待機児童の数が大分改善されたというふうに先ほど報告をいただいたところですけれども、それでもまだ保育士の不足による待機児童の存在というものがあるのではないかとこのように思います。

厚労省は、最優先の課題である待機児童解消の実現に向けては、女性就業率80%に対応できる子育て安心プランを前倒しし、2020年度末までに32万人分の受け皿整備を進めますとしています。その実現は疑問符だらけであります。保育士の平均給与は社会人平均より月額約10万円低いと言われており、他方で幼児の生命を預かる責任は重く、仕事量は多く労働時間が長いなど、保育士の劣悪な労働環境が全国で保育士不足を深刻化させています。

牛久市では、2018年度から民間の正規雇用保育士に対する月1万5,000円の上乗せ補助を実現し、2019年度からは民間の非正規の保育士に対しても、労働時間に対応して上乗せ補助を実現しました。次のもう一歩として、市立保育園の非正規雇用保育士の処遇改善を実現すべきかと考えますが、市の執行部の見解をお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 待機児童の発生要因の一つとして保育士不足が挙げられております。牛久市の現状は、平成28年度より保育士不足による受け入れの制限を開始しており、今年度は待機児童が発生している1歳児において12名の制限を行っております。

保育士の処遇改善につきましては、平成25年度より国・県の補助金や交付金によって処遇改善策が講じられており、牛久市でも平成30年度より独自の賃金改善補助金の交付を行っております。

新たな保育士の確保とともに、現在勤務する保育士の離職防止を目的としておりますが、保育士の増にはなかなかつながらない状況です。昨年度の離職者は3名で、施設からも補助金があることで、退職を取りやめたり、就労意欲の向上になっているとの意見もありますので、保育士確保には効果があると思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 今のお話ですと、効果があるというふうに考えているということですが、具体的に、先ほど質問いたしました市立の保育園の非正規雇用の保育士さんに対する処遇改善の問題については、その後何か、どのような検討がなされてきているのか、そのことについてもう一度お聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 公立保育園の非常勤職員の処遇につきましては、来年度から実施する会計年度任用職員の制度設計の中で検討しているところですが、その中でも報酬体系につきましては、総務省が示す、職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮して定めるという考え方をもとに現在検討しているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 公立の職員の方というのは、正規も非正規もごちゃまぜにされて、割合労働条件がいいのではないかとというふうな誤解もあるようですけれども、公立の保育園において、非正規の保育士さんたちの労働条件というのは本当に、そんな誤った考え方の状況ではなくて、民間と比べてもほとんど変わらないような状況がございますので、ぜひ公立における保育士さんの処遇改善というものを実現するべく努力をしていただきたいというふうに思います。

幼保無償化の問題については、もう一つ市民の方から言われているのは、市の財政にどのような影響が出るんだろうかということでもあります。幼保無償化の負担が自治体に押しつけられ

るというふうにも言われていますけれども、この問題に関しては、全国市長会などは当初、幼保無償化は国の施策であるので、必要経費約8,000億円は全額国負担とすべきだと主張していました。しかし、初年度分は全額負担とするにしても、その後は自治体負担を1,000億円軽減するだけで合意するというふうな形になり、4分の1、4分の1と県と市町村が負担する、そういうふうな形になってしまいました。

他方で行われていることは、地方消費税率が上がる中で、市町村にもその中の一部が回ってくるのではないかと、あるいは単独予算でやっていたものが負担軽減されるというふうなこともあるのではないかとされています。

今、ざっくりの見込み、あるいは計算というものがあるのかもわかりませんが、市の財政への影響をどのように考えているのか伺います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 幼児教育の無償化による市の財政負担では、対象となる児童の保育料徴収がなくなり給付金になること、市の保育料徴収額と国の基準額との差額負担がなくなること、給食副食材料費が保護者負担となること、私学助成の幼稚園が補助金による助成が廃止され給付金に変わることが大きな変更点となります。

現在、給付金・補助金の対象となっている保育施設・幼稚園について、負担状況をお答えいたします。年間の市の負担額増減は、民間保育園は1億3,148万円の負担増、公立保育園は2,174万円の負担増となります。次に、幼稚園ですが、平成30年度の実績に基づいての試算では、新制度の幼稚園は504万円の負担増、私学助成の幼稚園は464万円の負担減、公立幼稚園は443万円の負担増で、全体として1億6,733万円の負担増という結果となりました。幼児教育の無償化の実施により新たに市が負担する額については、令和元年度は臨時交付金として全額が交付されることとなっており、令和2年度からは民間の施設については、消費税増税分を活用して、国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担で運用することになります。また、公立の施設及び無償化による負担増分については、地方交付税の対応となっており、負担分を基準財政需要額に算入する予定ですが、まだ詳細についてはわからない状況です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） ありがとうございます。

それでは、質問の第2、高等教育無償化について質問させていただきます。

大学等における修学の支援に関する法が成立し、2020年、つまり来年4月より、いわゆる高等教育無償化が実施される予定です。文科省によれば同法の趣旨は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造

的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子供を安心して産み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するとあります。

そこでまず、牛久市における大学等進学率の、10年前、5年前、昨年の推移、全国平均との比較について質問いたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 学校基本調査によりますと、牛久市内の高校に在学した生徒の大学等への進学率は、10年前の平成21年3月は卒業生1,177人に対して956人が進学し、進学率は81.2%でありました。また、5年前の平成26年3月では卒業生1,103名に対して886名が進学し、進学率は80.3%、そして昨年、平成30年3月では卒業生1,111人に対して870人が進学し、進学率は80.1%となっております。大学進学率の全国平均が、平成21年3月の卒業生で53.9%、平成26年3月で53.8%、平成30年3月で54.7%でありますので、大変高い進学率となっております。

また、市内在住の高校生の大学等への進学率についての正確な統計データはございませんが、平成28年の3月に市内の中学校を卒業した子供たちの進路先から、進学した高校の所在市町村の進学率をもとに、この4月の大学等進学率を推計させていただきますと、56.2%という結果となりまして、こちらも全国平均よりも高い数値となっております。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 支援内容は二本柱で、授業料等減免制度の創設が1つ、2つ目は給付型奨学金の支給の拡充とされています。

授業料等の減免の上限は、国公立大学の入学金が28万円、授業料が年間54万円、私立大の入学金が26万円、授業料が年間70万円です。給付型奨学金は、国公立の大学等に自宅から通う自宅生が年間35万円、自宅外から通う自宅外生が年間80万円、私立の大学等の場合、自宅生が46万円、自宅外生は91万円となっております。対象学校は、要件確認を受けた大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などとなっております。

支援対象となる学生は、住民税非課税世帯、世帯年収270万円未満で、300万円未満の世帯はその3分の2が支給される、380万円未満の世帯はその3分の1となっております。牛久市では、住民税非課税世帯と300万円未満、380万円未満の世帯数はどのぐらいになるのかお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 本年6月1日の時点で、来年4月に大学等

の入学時期を迎えるお子さんをお持ちの市内の世帯数は709世帯です。そのうち、2020年4月1日施行の大学等における修学支援に関する法律によって高等教育の支援の対象となる世帯数は217世帯で、全体の約3割となります。

これを年収別に分類しますと、世帯年収270万円未満の世帯数は152世帯で21.4%となります。また270万円から300万円の世帯は15世帯で2.1%となります。300万円から380万円未満の世帯は50世帯で7.1%となります。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 高等教育無償化においても、対象は実質が年収270万円未満の世帯だけであり、300万円未満、380万円未満は、もともと低い金額の3分の2とか3分の1と微々たる金額です。特に、全く支援の対象とならない年収380万円以上600万円未満、こういった世帯は今のぐらいあるのかわかるでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 来年4月に大学等の入学時期を迎えるお子さんをお持ちの世帯数を709世帯と申し上げましたが、そのうち世帯年収が380万円以上600万円未満の世帯は167世帯で全体の23.6%となります。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 高等教育無償化を含む高等教育への支援策は、子供の貧困の連鎖からの脱却とともに、少子化対策などにも必要で効果的な施策として注目されています。そもそも先進国の中で大学の授業料の無償化と給付型の奨学金が両方ともないのは日本だけではありません。今や日本の大学生の2人に1人が貸与型の奨学金制度を利用し、卒業してもアルバイトや派遣労働者など収入が少なく、返還を3カ月以上延滞している人は、2015年度で約17万3,000人に上り、信用保証機関のブラックリストに登録され、社会生活に支障が出ているとも言われています。

牛久市では、2016年に給付型の奨学金として、小中高生等を対象にした交通災害遺児等奨学金を年額3万6,000円から6万円に、高校生等を対象にした一般奨学金を年額7万2,000円から12万円に増額しました。牛久市議会は、2016年の第3回定例会で、給付型奨学金の対象をさらに大学生等に拡充することを求める決議を全会一致で採択しています。

京都府の京丹波町は、大学等に通う方で前年収入額が生活保護基準、年収270万円未満の2倍以内、つまり540万円と考えられますが、その540万円未満の世帯の学生に対し、年額18万円以内の育英金を4年間または2年間支給しているそうであります。牛久市でも、子育て支援のまちとして、大学生等への給付型奨学金を積極的に検討すべきと考えますが、執行部の見解を伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 大学生等を対象とした奨学金について、教育委員会としましては、制度設立の意味を理解しながらも、財源的な裏づけの問題もあり、これまで牛久市独自の制度を設けるのではなく、市民からの問い合わせに対しましては県や他の団体等の制度を御紹介させていただきたい旨の答弁をさせていただいております。

一方、最近の社会情勢の把握にも努めております。現在把握している近隣市町村等の状況を御紹介しますと、牛久市を含めた県南地域の8市町では、大学生を対象とした奨学金制度を設けている自治体は2市であり、いずれも貸与型の制度となっております。金額的には1人当たり月額3万円から4万円となっておりますので、年間で40万円前後の支給となります。また、参考までに、8市町中、奨学金制度そのものを設けていない自治体が2自治体あり、牛久市を含めた4自治体は高校生等を対象にした奨学金で、全て給付型の制度となっております。

また、奨学金という名称ではなく、修学資金という名称で近年の保育士確保の施策と結びつけて実施している事例もあります。概要を申し上げますと、卒業後、市内の保育園等に保育士や幼稚園教諭として業務に従事しようとする方に修学のための貸し付けを行い、資格取得後、市内の幼稚園等で一定期間以上勤務すると返還の一部または全額を免除するというようなものです。また、全国の事例の中には、独立行政法人日本学生支援機構からの奨学金を受けて修学している学生が、卒業後、市内に住民票を登録し、市内の企業に就業した際には、奨学金の一部を行政が補助するというような施策を行っている事例もあります。

このようなことから、現在、教育委員会としましては、大学生の奨学金につきまして、貧困対策の側面からの修学支援にとどまらず、定住促進や一例としても先ほど申し上げました保育士不足の解消など、行政課題の解決への一助への視点というものも含めて検討を進めていってはどうかと考えております。今後、関係各課と協議を進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） この問題は、大変重要な問題でありますし、市のこれからのイメージ戦略にもかかわることにもなるかというふうに思いますので、ぜひ検討を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、3番目の質問、職員採用における年齢制限の撤廃について伺います。

人手不足が進む中で、新たな人材確保が困難になっていると言われておりますが、牛久市の職員募集において、いまだに年齢制限を大々的に行っていることに疑問を感じざるを得ません。今年度、5月7日から受け付けが始まった募集内容を見ても、一番高い年齢で1974年以降、つまり45歳以下、一番低い年齢では1990年以降、つまり29歳以下となっております。池

邊前市長の時代に、常勤職員の採用を長期間サボタージュしたために、特に30代から40代の職員が極端に少ない異常な年齢構成になってしまった。そのため、若年層の人材確保が優先されるべきであることは理解できます。しかし、新市長にかわって4年が経過する中で、いまだに募集要項で30歳代、あるいは40歳代以上を全く排除するような、年齢制限というよりも年齢差別をすることは全く理解できません。

地方公務員法は、採用試験の公開平等に関する第18条の2で、「採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない」と定めています。さらに、受験の資格要件に関する第19条で、「人事委員会等は、受験者に必要な資格として職務の遂行上必要であって最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする」と定めています。そして、2007年に雇用対策法の一部を改正する法律案が成立し、募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保に関する第9条で、「事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない」と明記されました。

しかし、公務員はこの年齢制限の禁止から適用除外されました。同年4月20日の衆議院厚生労働委員会で、民主党の加藤公一議員が、公務員が適用除外されている理由を質問したのに対し、柳澤厚労相は、「国公法、地公法の平等取扱原則によって差別が禁止されているからだ」とわけのわからない答弁をしました。そもそも年齢制限自体が差別であるにもかかわらず、平等取扱原則が守られているかのような発言に納得できるわけがありません。

そこで、5月31日の厚生労働委員会で可決する際、その附帯決議に、「五、労働者の募集及び採用に係る年齢制限の禁止の義務化に当たり、事業主等への周知徹底に努めるとともに、真に実効性あるものとなるよう、従来、例外的に年齢制限が認められる場合として指針に定められてきた事項を抜本的に見直し、必要最小限に限定すること。また、国家公務員及び地方公務員についても、民間事業主への義務化を踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図ること」という一項が加えられました。

そのため、同年の鳥取県の人事委員会では、事務局から以下のような説明がなされたとされています。「雇用対策法の一部を改正する法律の施行に伴い、総務省自治行政局公務員部公務員課長から、職員の募集及び採用に当たっては、改正後の雇用対策法及び同法施行規則の趣旨を踏まえ、年齢にかかわらず均等な機会を与えるよう適正に対応するよう通知があった。年齢制限禁止に係る義務規定について、地方公務員は適用除外とされているが、民間事業主においては年齢にかかわらず均等な機会を与えることが義務化され、改正後の雇用対策法施行規則で定める場合を除き、年齢制限を設けることが禁止されたこと、参議院厚生労働委員会の附

帯決議において、地方公務員についても、民間事業主への義務化を踏まえ、本改正の理念の具体化に向け適切な対応を図ることとされたこと、年齢指針が廃止され、改正後の雇用対策法施行規則において、合理的な理由があって例外的に年齢制限が認められる場合がより限定的に規定されたこと等に鑑み、本委員会においても、今後の募集・採用においては、改正雇用対策法及び同法施行規則に準じた取り扱いをする必要がある」と説明しています。

茨城県内でも、お隣のつくば市などは募集要綱を見ますと、消防士を除く全ての職において、1960年生まれ以降、つまり59歳以降で定年前の人なら全てオーケー、つまり年齢制限をしないで募集をしています。

2016年の民間から公務員への年間転職者数は307万人に達しました。さらに2017年には311万人に増加しています。内訳は男性が147万人で女性が164万人です。正職員の確保を進めるためには広く人材を集めねばなりません。今こそ年齢制限、年齢差別を撤廃すべき時期かと考えますが、執行部の、そして市長の御所見を伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 地方公務員法では、職員の採用に当たって平等取扱の原則、成績主義の原則などが定められ、また受験の資格要件についても、「職務の遂行上必要であって最少かつ適当な限度の客観的かつ画一的な要件を定めるもの」とされております。

現在の常勤職員の年代別の割合では、おおむね50代が35%、40代が32%、30代が19%、20代が12%、10代が2%となっており、長期的な視野での安定的な運営に必要な年齢構成とするための平準化は必須と判断します。平成29年度採用職員から年齢制限を設けた募集を行っており、また、年齢要件の拡大については、平成30年度採用職員の募集から大学卒業以上を高校生以上に拡大し実施しております。職員の年齢構成がある程度平準化した後、雇用対策法及び地方雇用開発促進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議の第五項の趣旨を考慮し、募集要件について今後とも随時検討いたします。

私も、こういうことをこの場に、一昨年から高校生の募集を始めました。高校生の中においても、非常に優秀な方、またいろいろな状況において大学へ行けなかった人もおります。そういう人にやっぱりいろいろな機会を与えるのが行政の仕事なのかなということで、非常に今、生き生きとして職員をやっております。

また、公務員枠でも、ことしから45歳まで伸びました。牛久市の職員、非常勤の中でもそういう意欲のある方には正職員への道を開いております。ただ、やはり年々年をとると1次試験が難しいというのも現実ございます。大体皆さん、1次試験で落ちるのが非常に多いということもありますので、そういう試験のあり方もどうなのかなと私は個人的には思う次第でございますけれども、職員はやっぱり優秀な方、そして勤勉な方を私たちは求めるところでござい

まして、いや、年齢ではない、そういう幅広い採用というのもこれからは考えていく、ただ、今の牛久市の職員の構成を見ると非常に、逆ピラミッドが本当に大きな障害でもございます。これをどのように平準化して、そしてそれがうまくいった時点では、このような制度を私たちはとるべきだと私は個人的に思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 私が考えているのは、つまり募集要綱の中の年齢制限というのは、その人の能力がどうのこうのということの前に、もう30代、あるいは40代後半以降の人たちは排除するということになってしまいます。ですから、このことを一刻も早く改める必要があるのではないかというふうに考えているわけです。実際の採用のところでどのようにやっていくのか、これはまたこれで考える必要があるかというふうに思いますけれども、入り口のところで門前払いするというような今のやり方というのは、一刻も早く改善していかなければならないのではないかというふうに思います。

次に、一般の募集が一番高い年齢で1974年以降、つまり45歳以下となっているのに対し、障害者枠の募集が一番高い年齢でも1985年以降、つまり34歳以下となっています。年齢制限自体が差別であるとともに、同じ年齢差別の中で、障害者はさらにひどい年齢差別を受けていると言っても過言ではありません。障害者に対するさらにひどい年齢差別を一刻も早く撤廃する必要があるのではないかと考えますが、執行部の御所見を伺います。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 今年度の職員採用試験は、計画の中で2回の実施を予定しており、第1回目の採用試験の障害者枠としまして2種類の試験区分を設けました。これは、平成29年度から継続して障害者対象の募集をいたしました。受験者が思うように集まらないということもありまして、これまでの初級区分に加え、新たに上級区分、大学卒業程度を設け、募集の枠を拡大したことになります。また、年齢制限についても、同じ事務上級の区分と比べ、年齢上限は5歳ほど上げて募集しておりまして、障害を持つ方がより受験しやすいようにしているところです。

今後の採用試験における年齢要件につきましては、職員の年齢構成を勘案しながら検討していくこととなりますが、障害者対象の採用試験の年齢要件の引き上げについては、公募や採用の状況を踏まえまして前向きに検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） ことし2月に、牛久市には茨城農芸学院という矯正施設がございますけれども、その保護司会でもって、牛久市、それから龍ケ崎市、河内町とが包括的な協定ということで、そういう院生に対しても社会復帰に資するものの仕事のあっせんということで、そ

ういうことを協定を結びました。私が就任したときから、農芸学院と野球をやったりなんかしている、やっぱり子供たちにも何かそういうものの機会を与えるべきだなと院長先生とお話ししながら、私も全国の矯正施設の会議なんかへ行きまして、そういう取り組みをしているのは恐らく、四十幾つ施設があるんですけども、牛久市と3市ぐらいしかなかったという話で、具体的にはまだなっていませんけれども、でもそういうことも含めて、やはり障害者またはそういう環境の子供たちにもこの市の職も与えて、そしていろいろな会社に発信することも、これは行政の大きな仕事なのかと私は思っております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 杉森弘之君。

○14番（杉森弘之君） 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で14番杉森弘之君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分といたします。

午前10時57分休憩

午前11時07分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、1番鈴木勝利君。

〔1番鈴木勝利君登壇〕

○1番（鈴木勝利君） 公明党の鈴木勝利でございます。今回、初めての一般質問に臨みます。何とぞよろしく願い申し上げます。

まずは、このたびの山形県沖地震で被災された方々に対し、謹んでお見舞い申し上げます。

では、通告順に従いまして質問を行います。

まず最初に、デマンド型タクシーを含む地域公共交通システムの確立についてです。既にこれまでも多くの同僚議員が質問してきたことではありますが、時間の経過とともに事情はますます深刻化する一方でありますので、私からも確認の意味も含めて御質問させていただきます。

牛久市の高齢化率も、決して全国的な状況の例外ではございません。本市の統計によれば、65歳以上の高齢化率が28%を超えているという現状です。また、ひとり暮らしの高齢者も増大している現状です。

こうした中、高齢者の方々の一番の心配が、車を運転できなくなった場合の生活の足の確保です。買い物や病院に行こうにも行けない状況をどうしていったらよいか。歩いて行ける範囲にスーパーや病院があればよいかもかもしれません。しかし、ほとんどの方はそういった環境にはありません。また、自分かわりに車を運転して送迎してくれる家族や友人、知人がいればよ

いかもかもしれません。しかし、高齢者夫婦世帯、高齢者単独世帯が増大している現状ではそういった方々ばかりではありません。このような場合の生活の足こそが、公共交通機関にほかなりません。

牛久市では、既存の民間のバスやタクシーのほかにも、コミュニティバス「かっぱ号」が運行しております。また、小坂団地を除く奥野地区では、会員制の送迎サービス、公共交通空白地有償運送も利用されております。さらに、牛久市第二小学校区や岡田小学校区ではボランティア移送サービスが実施されております。しかしながら、現状での公共交通システムでは不便さを拭い切れないと感じる市民が数多くいらっしゃいます。

そこでまず、コミュニティバス「かっぱ号」がそうした声に応え切れているのかを考える上で、現状のかっぱ号に対して市民がどのような要望をされているのか、特にその運行経路、運行時間に対する市民の要望の現状と、それに対して市としてどのような対応を考えているのか、すなわちその運行経路の見直しや拡充等についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 市民からの要望は、窓口やホームページから寄せられる意見などにより随時承っております。そのほかに、市長への手紙、タウンミーティング、市民満足度調査、かっぱ号沿線住民へアンケート、W a i ワイまつりなどの市イベントにおける公共交通アンケートなど、機会を捉えて収集をしております。

意見の内容としましては、かっぱ号が運行されていない地域からは、少ない便数でもよいのかっぱ号の運行を要望する意見が出されております。かっぱ号が運行されている地域からは、増便や運行時間の拡大、スーパーや病院付近へのバス停の設置などの運行充実の要望が出されております。ほかにも、バス停までの移動が困難な方からは、バスではなく、ドア・ツー・ドアの移送サービスへの要望が寄せられております。

次に、かっぱ号の見直しや拡充についてでございますが、まず、コミュニティバスの運行に当たっては民間事業者の活用が基本になります。国土交通省から出されたコミュニティバスの導入に関するガイドラインでは、公的資金によって支えられるコミュニティバスは、自立運営を原則とする路線バスを補完するものとされております。このことから、公共交通においては行政と民間事業者の役割分担が必要不可欠であり、公共交通はコミュニティバスだけで完結させるものではないと市は考えております。

現在、牛久市には、J R 東日本常磐線牛久駅及びひたち野うしく駅を中心に10系統の民間バス路線が整備されております。1日当たりの運行本数は400本以上になります。これらのうち、複数の自治体にまたがる路線に対しては、沿線自治体、国、県と協調して補助金を交付し、路線維持にも努めております。

さらに、かつば号の既存ルートにおける利用者数は、バス1便当たり平均10人を超える高水準となっており、全部で5台ある車両が朝6時から夜9時まで稼働しております。このような現状から、現時点では車両台数をふやさずに新ルートを設けるような大きな見直しは難しい状況です。

既存ルートにおけるバス停設置やルートの一部見直しにつきましては、随時行っております。昨年度も行政区からの要望を検討し、見直しによりバス利用者が不便とならないか細心の注意を払いながら、かわはら台団地内のルート変更やバス停の移設を実施いたしました。

新規ルート開設や既存ルートの増便には車両購入による増車が必要となるため、今年度も公共交通アンケートを実施し、その結果をもって、市民の意見に基づいた見直し方針の決定と、車両・人員等の予算確保の条件整備に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 御答弁にありましたとおり、バス停設置やルートの見直しについては随時行っているということでしたので、今後とも市民の要望に沿って、市民の利便性を第一義に考えた条件整備になお一層努めてくださいますようお願い申し上げます。

さて、一方で、民間バスやかつば号を利用できない方、もしくは利用することに極端に不便を感じている方がいらっしゃいます。現に、バス停まで移動困難な方はバスの利用そのものができません。そこで、タクシー等によるドア・ツー・ドアの移送サービスが必要になってくるかと思われませんが、市としてどのように対応しているのかお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 現在、牛久市では、公共交通空白地有償運送とボランティア移送サービスの2種類のドア・ツー・ドア型の移送サービスが行われております。

公共交通空白地有償運送とは、道路運送法第78条に基づき、道路運送法施行規則第49条第1項第2号に定められた輸送サービスで、公共交通空白地の指定を受けた地区の住民を移送するために、国土交通省に登録した事業者が実施するものでございます。

牛久市では、路線バスが運行されている小坂団地を除く奥野地区が、平成23年度に公共交通空白地の指定を受け、NPO法人サンライズが公共交通空白地有償運送を行っております。区域内片道300円、区域外片道500円の利用料で、行き先を市内に限定して区域内の住民を移送しております。

行き先は、制度導入時の国土交通省の指導により、原則市内限定となっております。ただし、奥野地区の地理的な条件に配慮して、隣接する阿見町と龍ヶ崎市にそれぞれ立地する総合病院である東京医科大学茨城医療センターと龍ヶ崎済生会病院は移送先としております。平成30年度は延べ1,877人の利用がございました。

次に、道路運送法による許可を要しない移送として、地区社会福祉協議会が実施主体となつて実施されているのがボランティア移送サービスです。これにつきましては、許可を要しない移送とするために、利用者からはガソリン代しか徴収できない、運転手の報酬はなしなどの条件がつけられております。ボランティア移送サービスでは、徴収できるのはガソリン代相当の実費のみとなっており、市内における移動で片道50円程度であります。

現在、買い物支援の取り組みとして、二小学区地区社協による、つつじが丘及び第二つつじが丘住民を対象としたエスカード牛久ビルのタイヤ駐車場への送迎が週2日実施されております。また、岡田小学校区地区社協では、平成30年から学区内の6つの行政区を対象に、市内のスーパーやホームセンター、病院など14施設を限定して、自宅から対象施設までの送迎を週3日行っております。

平成30年度は、2つの地区社協合わせて延べ563人を移送しております。さらに、向台小学校区地区社協におきましても、来年度のサービス開始を目標にボランティア移送サービスの準備が現在進められております。以上となります。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 公共交通が充実していない状況にあつては、車の運転免許を返納したくても返納ができない、あるいは車の運転を控えたくても控えることができない事情が現出いたします。もちろん将来的なことを考えれば、AI等による自動運転技術が進歩し、高齢者も安心して自分の車で移動できる時代が来るかもしれません。しかし、それまでは、みずから運転しなくても自由に気兼ねなく移動できる手段を確保することは行政の責任です。御答弁にありましたように一部地域のボランティア移送サービスに頼ってはいは、多くの市民の不便さを解消することはできません。

そこで、デマンド型公共交通の整備、例えばデマンド型タクシーの導入に積極的に取り組むべきではないかと考えます。昨日の市長の御答弁にも明らかでしたが、再度、市としてのお考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 近隣自治体のデマンド交通では、自治体がタクシー会社に委託して行う乗り合い型タクシーのサービスが多く実施されております。これらのサービスは利用者の定額制のサービスになっており、そのほかには初乗り券などに代表される定額補助制度のサービスもございます。

近隣では、土浦市の「のりあいタクシー土浦」と、つくば市の「つくタク」が利用者定額制であり、稲敷市のタクシーの利用券が定額補助制度であります。のりあいタクシー土浦は、自己負担額が600円から1,200円、つくタクでは自己負担額が300円から1,300円

の定額制、稲敷市においては、タクシーの利用券は最低負担額を300円として700円を補助する定額補助制となっております。

それぞれの制度の特徴としては、利用者定額制は、1人1回の利用料金を安価な500円などと設定すると利用者に優しいサービスになる一方で、実際の運賃の差額分を市が負担するため、利用者の長距離利用の状況によりますが、市の負担額が大きくなります。これに対して定額補助制は、初乗り券などで利用者の補助を行うため、利用者の利用距離によって市の負担が変わらず、経費的に導入しやすいサービスとなります。一方で、利用者の負担が大きくなる傾向を持っている制度と言えます。

デマンド交通の導入に際しては、平成25年3月の国土交通省中部運輸局作成の「デマンド型交通の手引き」におけるデマンド型交通の運行に向けた検討項目の一つとして、自治体と交通事業者が相互の信頼関係を構築する中で、地域の実態を踏まえ、検討段階から交通事業者を参画させるとともに、交通事業者の育成を視野に入れた契約方式を選定することとされており、既存の交通事業者の活用に十分に配慮する必要もございます。

このため、平成28年の6月に策定した牛久市の地域公共交通網形成計画において、牛久市内タクシー業者の活用を基本に、利用者の定額のサービスについて、業者とヒアリング、そしてシミュレーションを行っています。

私も、きのうの会見でございましたように、あのようなこれから必要となる交通をどのように配置をするか、ただ、その中にはどのように財源を確保するか、これも大きな私たちの課題だと思います。ただ、やはりこういうものの交通空白地をなくすために、我々行政が取り組むことが今の大きな課題だと私は認識しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） ありがとうございます。ただ、ただいまの御答弁ではシミュレーションを行っているとのことでしたが、ますます高くなる高齢化の波に対処するためにも一刻でも早く、シミュレーションの段階から実証運行の段階に進むべきだと考えております。

一方で、デマンド型タクシーのほかにも、既存の民間タクシーを高齢者が利用する際、公的に負担するというような対策も考えられますが、これについては市としてどのように考えるのか、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 平成28年6月に策定しました牛久市地域公共交通網形成計画の中では、高齢者のみならず、障害を持った方や運転免許を持たない若年層等までを公共交通を必要としている市民として捉えており、公共交通を必要としているそれらの市民に対して、市街地や郊外団地など人口集積の高い地域にはバスを、そのほかの郊外地域には乗り合いタク

シーなどのデマンド型公共交通を導入することが基本方針となっております。

現在は、この方針に基づきまして、市内で運行されている路線バスの運行費補助や公共交通空白地有償運送の車両及び運営補助、かっぱ号の運営を実施しております。

市としましても、議員の質問にごぞいます高齢者向けの公共交通確保対策は重要な施策と理解しておりますが、計画にもありますように、公共交通を必要としている市民全てに向けた対策が、高齢者においても同様に有効であると考えております。

今後は、デマンド型公共交通の導入時期の検討を早急に進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） ただいま、デマンド型公共交通の導入時期を早急に進めるとの御答弁をいただきましたが、具体的な導入時期を明示できればお聞かせ願います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 現在、牛久市では、エスカートの活用や牛久シャトーの活性化など大きな課題を抱えているところがございます。それらへの早急な対応というものが最優先事項と捉えておまして、そのような中、現時点でデマンド型交通のサービスの導入時期について、ちょっと明言というのはできないということを御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 今後とも、市民の利便性を第一に考えた、デマンド型タクシーを含む地域公共交通システムの確立に早急に努めていただきますようお願いするところでございます。

では次に、学校体育館のエアコン設置について御質問いたします。

牛久市では、既に全公立小中学校教室へのエアコン設置が実現しております。これは高く評価されていることだと思います。一方で、学校体育館へのエアコン設置はなされておられません。

さて、最近の日本の夏の異常な暑さは、誰もが経験済みです。私が子供のころに経験した夏の暑さとは明らかに異常な違いでございます。地球温暖化の進行等が原因であることは周知の事実です。しかも、年を追うごとにその異常さも増していると言わざるを得ません。特に昨年の夏の暑さは、まさに「異常な」という言葉が当てはまり、7月23日には埼玉県熊谷市で日本歴代最高気温となる41.1度を記録、気象庁は臨時記者会見で「命の危険がある暑さ、一つの災害と認識している」とのコメントを発表しております。

それに伴って、熱中症による救急搬送事例、死亡事故も急増いたしました。総務省消防庁によれば、昨年6月から9月における国内での熱中症による救急搬送人数は9万2,710人、死亡者数は159人となっており、これは一昨年、平成29年と比較して救急搬送人数は4万

3, 127人増加し、実に187%の増加、死亡者数も113人増加し、246%増加している計算です。また、30度、35度を超える暑さは、7月や8月ばかりでなく、6月や9月、10月にまで及んでおります。

ところで、熱中症は大人より子供のほうが症状が重いとされておりまして。それは、体温調節機能が未発達のため、発汗作用が未熟であり体内に熱さがこもりやすいこと、また大人より地面からの照り返しを受けやすく、高温の環境下にあることなどが関係していると思われまして。このような子供たちが、夏から秋にかけて生活する場が学校でありますから、そこで適切な環境で学習することができるようにすることが私たち大人の責務であると思っております。その意味で、教室にエアコンが設置されていることは高く評価されるものだと考えます。

しかしながら、学習の場は教室ばかりではありません。校庭や体育館も学習の場です。夏だからといって校庭や体育館を使わないといったことがあるのでしょうか。もちろん炎天下の異常な夏の暑さの中であれば、校庭での活動は避ける場合もあるでしょう。また、時間的な制限を設けて活動するというのもあるでしょう。小中学校の運動会・体育祭が従来実施されていた9月から5月や6月に移されている現状も、そのような暑さ対策を考慮されているものであることも承知しております。

しかし、炎天下の校庭でできない分、体育館で実施されている活動もあるかと思っております。その際、私自身も体験済みですが、幾ら体育館のドアや窓を全面開放しても、最近のこの異常な夏の暑さの中ではまともな活動をするには到底不可能です。水分補給を怠れば、いつ脱水症状になり熱中症に陥るか、危険な状況の中の活動でした。学校の先生方は細心の注意を払い、熱中症予防に努めていることとは思いますが、まず最初にお伺いしたいことは、最近の市内の小中学校体育館での活動中に起きた児童生徒の熱中症による病院への搬送件数、あるいは死亡事故件数等についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 最近3年間の市内公立小中学校において、熱中症と思われる体調不良から救急搬送された事例は5件を確認しております。体育館での発症は1件となります。そのほかは、屋外が3件、自宅から体調不良が1件となっております。症状は全て当日に回復し、帰宅いたしました。

5件の発症時期につきましてはさまざまで、4月から7月と10月となっており、気温が30度を上回ったケースは2件のみでした。体がまだ暑さになれていない時期や、それほど高くない25度から30度の気温でも、湿度等その他の条件により発症している場合もございました。

学校では、高温注意情報の発令や、気温が35度を超える場合は運動を控えるなど、児童生

徒の健康管理を第一優先に考えた運用をしております。今後も、児童生徒の運動活動においては安全・安心を最優先に考え、安全管理の徹底を図ってまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 幸いにも市内では、学校現場での熱中症による死亡事故はありません。しかし、先ほども申し上げましたように、ここ最近の熱中症による救急搬送事例、死亡事故の報道を聞くと、いつそのような悲惨な事態が本市でも起こらないとは限りません。

そこで、私たち大人の責務として、学校体育館へのエアコン設置を推進していくことが必要不可欠と考えますが、市としてはどのようにお考えですか。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 小中学校施設の空調設備の設置につきましては、児童生徒や教職員が生活する校舎を中心に整備を進めてまいりました。文部科学省の調査では、平成30年9月1日現在、体育館の空調設置率は全国で1.4%、財政的に豊かな東京都でさえ9.2%にとどまる状況です。

近年の異常気象により、熱中症などの健康被害防止の徹底を図ることは、大変重要な課題であると認識しております。しかしながら、昨今の財政状況の厳しい折、牛久市公共施設等総合管理計画及び牛久市学校施設長寿命化計画に位置づけられた方針をもとに今後の学校施設長寿命化整備を進める中では、児童生徒が学校生活を最も長く過ごす校舎の大規模改造工事が優先し、老朽化する施設の長寿命化を図る上では、体育館の空調整備は優先度が低くならざるを得ない状況となっております。

財政状況が変化し、長寿命化が進展した際には、体育館への空調整備に向けた調査・研究を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 大変重要な課題であるとの認識があるにもかかわらず、財政状況が厳しいため、優先度が低いという御答弁でした。

言うまでもなく、学校体育館は地域の防災拠点です。災害時にはたくさんの住民が避難生活をする場所です。万一、真夏に災害が発生した場合、多くの住民が避難生活をする学校体育館の現状を想像すると、果たして安全・安心な避難生活をする場所であるかも問いかけなければなりません。

エアコン設置のコスト的な問題に関しては、文部科学省の学校施設環境改善交付金や民間のリース事業等の活用も考え、対応することはできないのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 小中学校施設の空調設備の整備に対する国の補助につきましては、

ただいま議員がおっしゃられた学校施設環境改善交付金の中に、大規模改造（質的整備）として空調設置工事費に対し3分の1を交付するメニューがございます。児童生徒及び教職員等が使用する全ての部屋を対象とし、その冷暖房設備の設置に要する経費及びその関連工事が対象となります。国では、平成30年度に第1次補正予算措置として冷房設備対応臨時特別交付金を設け、各自治体に対し空調整備の補助を行っております。

なお、この臨時特例交付金では、屋内運動場への空調整備は対象外となっております。また、民間のリース事業活用につきましては、国の補助対象とはならず、リース額に対する負担分が全額単費となることから利用は考えておりません。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） では、この異常な暑さの中で災害が発生し、地域住民が避難生活を余儀なくされる場合、市としてはどのように対応するお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部長高谷 寿君。

○市民部長（高谷 寿君） 現在、市では、学校体育館を第2次避難場所として16校指定しておりますが、そのうち東洋大学附属牛久中学校・高等学校を除く15校については学校体育館にエアコンが設置されておらず、昨今の猛暑時には避難者の熱中症対策が必要であると考えております。また、エアコンが整備されている施設についても、大規模災害時にはライフラインが途絶して使用できないため、それらを含めて今後、最悪の状況下における対応につきましても検討してまいります。

現状としましては、避難者の方が熱中症にならないよう、飲料水の配布や給水車の配備等により小まめな水分補給を促したり、また発電機等の使用による扇風機やスポットクーラーの活用を考えております。しかしながら、大規模災害時にはどうしても必要な資機材等が不足するため、個人や行政区が所有している資機材等の持ち寄りについても、訓練の際には依頼しております。

内閣府の発表によると、平成30年7月豪雨の際には、国からのプッシュ型支援により各被災地に計544台のクーラー設備が設置されております。本市としましても、有事の際には県や国と調整の上、早急に要請してまいります。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） いざというときの想像力を十分豊かにし、エアコン設置のなされていない現状の体育館を避難場所として指定する以上、熱中症患者、ましてや死亡者が出ないように、万全の体制を整えておくようにしていただきたいと考えております。

一方で、既存の学校体育館へのエアコン設置が優先順位としては低いというのであれば、現在新設中のひたち野うしく中学校の体育館へのエアコン設置は考えられているのか、さらに今

後老朽化した学校体育館の新設の考えもあるかと思いますが、その際、その体育館へエアコン設置を考えるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 分離新設校であるひたち野うしく中学校の新設体育館において、エアコンの設置は含まれておりません。また、牛久市では、牛久市公共施設等総合管理計画及び牛久市学校施設長寿命化計画に位置づけられた方針に基づいたエアコン整備を行っておりますが、その中で体育館へのエアコン整備は位置づけておりません。

仮に、長寿命化計画における体育館の大規模改修工事の際に、空調設備を設置する場合を想定しますと、小中学校の体育館の老朽化の度合いや壁断熱材がないこと、構造上の設備機器の取り付け荷重などが見込まれていないなどの問題があり、建物自体の見直しが必要となり、各学校によって詳細設計を行わなければなりません。さきの問題を除いた場合の1カ所当たりの概算では、ダクト方式の空調で受変電設備等の増設を含めると約8,000万円以上の経費が必要になるかと思われます。また、設置費用のみならず、大空間の冷却によりランニングコストも増加することが考えられます。

学校施設全体を見渡したときに、建物の老朽化、エアコンを設置し運用することを考えた場合、その経費が課題となることから、整備計画において、体育館の空調整備は優先度が低くなるざるを得ない状況となっております。御理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 今後、東京都を初め、全国的にも学校体育館へのエアコン設置が順次なされていくと考えられます。また、国の補助事業のあり方も変わっていくかと思われます。しかし、本市には、他市に先駆けて全小中学校の教室にエアコン設置を決断したという先見の明があるはずで。そう考えると、学校体育館へのエアコン設置の必要性、緊急性も十分御理解できるかと考えます。何とぞ一刻も早く、児童生徒の適切な学習環境をつくり、地域住民の安心・安全な災害時の避難場所を確保していただきたいことを心より願いたします。

次の質問に移ります。既に、昨年第2回定例会の際にも小野前議員の質問に御答弁いただきましたが、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付の導入についてです。

市民に対する行政サービスの利便性の向上を図ることは、行政の重要課題の一つです。そして、急速な情報化社会の進展はそれを可能にしております。インターネットの普及は、商品の売買や金銭の授受、情報のやりとり等々、民間のさまざまなサービスを自宅のパソコンで可能にし、今や一大ビジネス産業となっております。行政サービスは、いまだそこまで至ってはおりませんが、私たちの身近にあるコンビニエンスストアを上手に活用することによって、いつでも、どこでも、誰もが気軽に行政サービスが受けられるような時代に入っていることは確

かです。

役所が交付する住民票や戸籍謄・抄本、納税証明書等の各種証明書も、市町村役場やその出張所に出向かなくても、身近にあるコンビニエンスストアで交付できるようになれば、市民の多様な生活スタイルに応えられるようになります。しかしながら、牛久市では、周辺自治体が既にコンビニエンスストアでの各種証明書交付が実現できているようになっているにもかかわらず、いまだに実現されていないのが現状です。

そこでまず、茨城県内のコンビニエンスストアでの各種証明書交付の実情と、牛久市で実現できない理由についてお聞かせ願います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 茨城県内のコンビニエンスストアでの各種証明書交付導入状況でございますが、平成31年4月時点で、44市町村のうち30市町村で導入されており、これは茨城県全体の68%となります。牛久市における個人番号カードの交付件数は、令和元年5月31日現在で1万1,607件、人口に占める交付割合は13.7%となっております。

各種証明書のコンビニ交付に関する経費につきましては、初期導入費用が約2,600万円、年間の維持経費が約690万円、その他コンビニエンスストア事業者への委託手数料が証明書1通当たり税込み115円となります。

牛久市におきましては、市役所総合窓口課、エスカード出張所、三日月橋出張所、奥野出張所におきまして各種証明書の交付を土日を含めて行うとともに、ひたち野うしく郵便局において平日に証明書交付を行い、市民の利便性の向上を図っております。また、平成29年7月に開始された情報連携によりまして、行政機関等に提出する各種証明書の交付が軽減されている状況でございます。

コンビニ交付を導入済みの近隣自治体におきましても、コンビニエンスストアでの証明書発行率は平均で約5%というのが実情であり、あわせて個人番号カードの交付率も10%程度と、現時点では十分な費用対効果が見込めないことから、証明書のコンビニ交付の導入を見送っている状況にあります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） まず、個人番号カードの申請については、必要に迫られれば向上するものと思われま。したがって、逆にコンビニエンスストアでの各種証明書の交付が実現すれば、個人番号カードの申請もふえるものと思われま。

次に、情報連携による行政機関等に提出する各種証明書の交付の軽減とは言われておりますが、例えば民間の就職・進学等の手続では、現にいまだ証明書の添付は欠かせません。さらに、本庁舎のほか3つの出張所や、ひたち野うしく郵便局での交付、土日の対応に関しましても、

身近なコンビニエンスストアでの交付に比較すると利便性の大きさは格段に違います。

そう考えると、問題はコストの面であることは明らかですが、周囲の市町村ができて牛久市ができないということはあり得ないと考えておりますが、市としてのお考えを再度お聞かせ願います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） コンビニ交付を導入することによりまして、個人番号カードを利用し、全国のコンビニエンスストアの多機能端末におきまして、午前6時半から午後11時まで証明書を受け取れるため、移動手段のないお年寄りや仕事で忙しい方などの負担軽減につながるということは市としても理解をしております。

今後の導入の見通しにつきましては、十分な費用対効果が得られるよう、個人番号カードの普及啓発に努め、個人番号カードの交付率と民間活用の進捗状況、情報連携後の証明書発行状況等を勘案し、国のマイナンバー制度の動向を注視しながら、引き続き調査・研究をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 御答弁にもありましたとおり、移動手段のないお年寄りや仕事で忙しい方などの負担軽減につながることは市としても理解しているという以上、市民の利便性の向上を図るという点を第一義に考え、コンビニエンスストアでの証明書交付の導入に一刻も早く取り組んでいただきたいことを念願しております。

では、最後の質問に移ります。児童虐待の対策についてです。これにつきましても、これまでに再三、同僚議員からの質問がありましたが、依然としてなくなるならない児童の虐待死という現実、この現実を直視し、絶対にこのようなことが起こらないようにするという決意も込めて質問させていただきます。

昨年3月の東京都目黒区5歳女児虐待死、ことし1月の千葉県野田市小学4年生女児虐待死、そしてまた先日5日には札幌市の2歳女児が虐待による衰弱死と、立て続けに痛ましい虐待死事件が相次いでおります。これを受けて、国では児童虐待防止根絶に向けて、体罰禁止規定を含めた児童福祉法等の改正、民法に規定された親の懲戒権のあり方等を検討する議論が進められているところでございます。

それではまず、牛久市での最近の児童虐待の事例について、その件数や内容等をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 牛久市における虐待に関する相談対応延べ件数は、平成28年度が744件、平成29年度が754件でほぼ横ばいとなっておりますが、

平成30年度については1,478件と、平成29年度の延べ件数と比較しますと724件多く、約2倍に増加しております。増加の理由としましては、核家族化や地域のつながりが希薄になり、孤立した育児になってしまうことが一つの要因となっていると思われまます。また、虐待に関する事件の報道により、保護者や周囲の意識が高まり、相談件数の増加につながっていると思われまます。

虐待の内容につきましては、身体的虐待やネグレクト、暴言や無視などの心理的虐待、性的虐待があり、それぞれ単独で発生することもあります、複雑に絡まり合って起こる場合があります。

市では、虐待につながるささいなサインを見落とさないよう、幼稚園や保育園、学校、児童相談所などの関係機関との横のつながりを強化していくとともに、今後も保護者が気楽に相談できるよう相談体制を強化し、切れ目のない支援と細やかな対応に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 児童虐待の背景には、妊娠の原因や子育てに対する技術的・心理的不安要素、保護者自身の過去の虐待体験等が絡んでいるとも言えますが、市としてはこのような児童虐待が起こる原因や背景をどのように考えているのか、そしてこのような児童虐待を未然に防止するためにどのような取り組みを行っているか、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 児童虐待は、1つの原因ではなく、育児に関する不安や家族関係の不和、社会からの孤立、経済的不安など、さまざまな背景や要因が複雑に絡み合って起きています。

市では、虐待を未然に防止するため、子育て世代包括支援センターや家庭児童相談室、子育て広場、子育てサロン等を設置し、保護者が気楽に相談できるようにしております。また、子育てに悩む保護者や虐待のリスクのある家庭から相談を受けた場合は、保健師や家庭相談員が自宅を訪問し、問題解決を図りながら、虐待の未然防止、早期発見に努めております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 御答弁にもありましたとおり、虐待の未然防止のため、保護者の相談機会を設けているとのお話がありました。

もう少し具体的に、こうした保護者、親御さんを支援するために、牛久市としてどのような取り組みを行っているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 虐待を未然に防ぐためには、相談できる人や場所をつくり、ささいなことでも気楽に相談を行えることなどが必要であると考えます。

そこで、市では、気楽に相談できるよう、子育て世代包括支援センターや家庭児童相談室の設置、子育てシンボルマークが表示してある市役所関係部署の窓口での相談、児童相談所全国共通ダイヤル189の案内などの体制を整えております。妊娠期から虐待のリスクの高い心配な御家庭には、保健師と家庭相談員が家庭訪問し、さまざまな不安や困難に寄り添いながら対応しております。また、その御家庭の状況に応じて最善の方法で問題が解決できるよう、関係機関等と連携をしながら、より効果的な支援につなげております。

今後も、児童虐待を未然に防止できる体制づくりに重点を置いて、施策を展開してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 児童虐待は、早期発見・早期判断・早期対応が何よりも求められるところです。その対応には、児童相談所等の関係諸機関との連携が欠かせません。

そこで、こうした児童相談所や関係諸機関等との連携の現状と今後の強化のあり方について、市としての考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長中山智恵子君。

○保健福祉部次長兼保育課長（中山智恵子君） 牛久市における児童虐待に関する関係機関との連携延べ件数は、平成29年度は3,149件、平成30年度が2,912件となっており、外部機関の主な連携先の内訳は、学校が618件、民生委員・児童委員・主任児童委員が378件、児童相談所が335件となっております。

増加する児童虐待への対応については、1つの機関だけで判断することなく、児童相談所や警察署、民生委員・児童委員、学校、保育園、幼稚園、保健所、病院などの複数の機関と情報の共有をし、状況の把握を行っております。

市では、特に支援が必要である案件については、児童相談所や警察、教育機関を構成員とする牛久市要保護児童対策地域協議会において、支援方法や役割分担について検討を行い、各機関がお互いに連絡をとり合いながら、切れ目のない支援が行われるよう連携を図っております。また、平成30年4月に、児童虐待相談等に係る市町村と児童相談所の連携対応要領が定められたことに伴い、市と児童相談所においては、円滑な連絡・調整について、要領に従い運用しております。

さらに、当市におきましては、児童に対する必要な支援を行うための拠点として、子ども家庭総合支援拠点を来年度に設置することを目標に準備を進めているところです。福祉部門や教育部門を初め、関係機関と十分連携をとり、全ての子供が心身ともに安全に健やかに過ごせる

よう、速やかな対応と目視による安否の確認等を行い、虐待の未然防止、早期発見、被害の拡大や再発防止に努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 鈴木勝利君。

○1番（鈴木勝利君） 全国いかなる地域であろうとも、二度とこのような悲惨な事件が起こらないようにしなければなりません。本市としまして、万全の体制をとっていただくようお願いするところでございます。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で1番鈴木勝利君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は13時10分といたします。

午後0時01分休憩

午後1時12分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、6番柳井哲也君。

〔6番柳井哲也君登壇〕

○6番（柳井哲也君） 柳井哲也です。通告書に従いまして、3つの質問をさせていただきます。

まず、第1番目ですが、牛久市の現在最重要課題として捉え、牛久シャトー対策について質問をさせていただきます。

その1、牛久市のオエノンホールディングスに対する主な要望ということで、昨年の年末から牛久シャトーの飲食物販事業等が閉鎖され、今日に至っているわけでありませけれども、この間、牛久市はどのようなことをオエノンホールディングスさんに要望されてきたのか、それについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

昨年10月に、牛久シャトーから飲食物販事業の撤退が発表されて以降、市民の皆様方には大変な御心配をおかけし、シャトーのにぎわいが続くよう、嘆願書は市内外の310団体からいただき、また市民の皆様からは2万2,892筆の署名が寄せられました。

本年3月1日には、牛久市とオエノンホールディングス株式会社の双方ともに実り多く、市民の皆様にも満足していただける環境を整えたいとの思いから、両者間で協議を重ね、牛久シャトーのにぎわいの継続に向け、両者が手を携えて協働して取り組んでいくことを合意し、

包括協定を締結いたしました。3月末には、包括協定に基づき、桜まつりを両者の主催で開催し、牛久市商工会や地元商店会の御協力をいただき、多くの市内外の方々が牛久シャトーを訪れ、イベントを成功裏に導くことができました。

このように、これまで両者が協議や取り組みを重ねてきたことで、オエノンホールディングス株式会社には、牛久市や牛久市民の思いを十分に御理解いただいております。

オエノンホールディングス株式会社との交渉につきましては、小松崎議員、守屋議員にもお答えしましたとおり、牛久シャトー全体の運営に市がかかわることができるよう協議を重ねているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○6番（柳井哲也君） 商工会青年部の協力などもありまして、3日間ですか、お花見の時期にイベントができたということで、市民サービス、本当に素晴らしいなと思って、その後もどんどん状況に進展が見られるのではないかとということで、市民の皆さんも非常に期待していたと思います。

しかし、その後、事態の解決のために一体どんな努力をされているのかなという市民からの声も今、出始まっております。同じく、「議員はどんな努力をしているのかな」と私も言われたこともございます。市民の皆様よりそういうことを言われた場合には、これは自分のことに対して言ってくれているんだと、もうちょっと目的意識を持って頑張りなさいと言われていたんだと、そのように自分としては感じながらきょうも質問に立っているところであります。

市議会議員という立場で、自分が交渉する能力もありませんし、当事者能力もないということで、とにかく牛久市の執行部に頑張ってもらう以外にはないなということで、そこでその話し合いの結果、現在どこまで来ているのか、そういう進捗状況についてももう少し詳しく市民にお聞かせいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、相手は民間会社でございます。私たちがいろいろな交渉を重ねております。ただ、そういうことで、私たちの情報も言ってしまうと、おのずと相手にも迷惑をかけてしまう状況がございます。非常に僕たちも早くいろいろなことを出したい。ただ、我々行政とのいわゆる手続というのは、一步一步やらなければいけない、そしてそういうことをクリアしなければいけないということで、非常に時間がかかる事務的なものがございます。そういうこと、まだそれは開示することのできないことがございます。ですから、今どのぐらい進捗状況を言えるのかなということ、非常に私たちも口ごもるところもございます。エスカードもそうでした。やはりそのとき話したことは、もう状況

がどんどん変わってしまうことも私たちは経験しました。そういうことで、安易にしゃべってしまうと相手様にも迷惑をかけるということで、非常に私たちは言葉を選ばなくてはならない状況にあることも現実でございます。

ただ、間もなく提示できる時期は来ると思います。間もなくでございます。それだけは、はっきりと言うことはできます。そうしたら私が、どのように話したことになる、どのような形態になるかということをお話して、じゃあもうちょっとここはこうしようとか、ここはこうしたほうがいいねという話ができれば、また前のシャトーのにぎわい、そういう施設が、もっともっと私たちの思うシャトーになるのかなと、強い思いでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○6番（柳井哲也君） そうですね、何もやっていないんじゃないかと、一生懸命やっているんだけど、その全てを市民にお伝えするわけにもいかない、その状況は理解できます。そういう一生懸命やっているところを、どんなふうに市民の皆さんに知ってもらおうかということも大切であろうと思って質問をしておるところであります。

それでは、3番目の質問であります。「ワインで乾杯の街うしく」にしよう、条例制定なども想定しながら質問したいと思います。

牛久市の劇的な発展、これはもう誰でも牛久市民は知っていることであります。明治29年に常磐線ができて、牛久シャトーができて、駅がにぎわいを見せて、そこから明治、大正、昭和、現在に至るまで飛躍的に発展してきた歴史があります。そして、現在、牛久シャトーを中心に、牛久市の観光拠点として、牛久市のまちづくりをさらにやっつけよう、そういうところであったわけです。国重要文化財の指定を初め、日本遺産認定のための申請など、まちづくりの一環でありまして、その先陣を切るものであらうと考えます。日本遺産の認定については全市民の願いでありますから、何としてもこれは手に入れたいと思っております。

それにしましても、牛久シャトーが飲食及び物販事業から撤退したとき、多くの市民からさまざまな意見を聞く機会があったわけですが、その中に牛久市と牛久シャトーとの関係、あるいは牛久市民と牛久シャトーとの関係が最近非常に希薄になっていたのではないかという声もありました。確かに、しばしばランチを食べに行くという市民はいなかったと思います。であるからこそ、市民が気軽に利用できるような軽食屋さんやカフェなど、今後の展開に期待したいなとも思っているところです。

ただ、合同酒精株式会社さんは現在も、「牛久ワイン」という名称は使えなくなりましたが、ワインの製造はやっているわけで、牛久市とともに発展していけますよう、さらに関係を緊密にしていくべきと考えます。ちなみに、牛久駅近くの酒屋さんに行って聞きました

ところ、牛久シャトーとの関係のあるワイン、今は輸入濃縮果汁を使った「葡萄の城」というんですか、これをお店で売っておりました。それから、牛久シャトー醸造の「つくばワイン」というの、ちょっと内容は詳しくはわからないんですが、ポップ、チラシに書いて、つくばワインという形で牛久シャトー関連のワインも販売してありました。そのほか、牛久シャトー敷地内のブドウを醸造してつくったワイン、「エビヌ牛久メルロ」というんですか、それも毎年、数量は少ないけれども、2,500円から3,000円ぐらいするそうなんです、それも扱っていますよということであります。

そういうことで、私から「ワインで乾杯」はどうかということでの提案なんですけれども、私たちはめでたいことがあったときとか、あるいは大きなイベントが終わったときなど、その節目節目に食事会や宴会を行います。乾杯の音頭で始めるというときには、できるだけ合同酒精さんのワインを使って乾杯するようにはいかがでしょうか。もちろん強制できるものではなく、牛久市と牛久シャトーはともに発展していきましょと、牛久市、牛久市役所としてそういう考えでまちづくりをやっていますよと、そういう表明になるろうかと思えます。「ワインで乾杯の街うしく」について、市当局の考えをお聞きしたいと思えます。お願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） お答えいたします。

いわゆる乾杯条例は、平成25年1月に京都市で定められた、清酒の普及の促進に関する条例が全国で初めてであるとされております。最初の乾杯を市の特産品である清酒で行うことがうたわれたことで、京都市の清酒の出荷量が増加したことが大きく報道され、乾杯条例として全国各地に広まりました。現在、さまざまな自治体で、清酒や焼酎、ワイン、またお酒に限らず乳製品やトマトジュースなどを対象とした類似の乾杯条例が制定されております。茨城県内では現在11の自治体が制定しており、地元特産品の普及促進や消費拡大を目的として、地産地消、観光振興、地域経済の活性化などさまざまな効果を生み出すことが期待されております。

現在取り組んでおります牛久シャトーの再生に向けて、ワインで乾杯することを推奨することによって、市民の郷土愛ひいては牛久シャトーへの愛着の醸成を図りたいとの柳井議員の思いは十分に理解できます。

市といたしましては、オエノンホールディングス株式会社との交渉を着実に進めた後、牛久シャトーでのワインの醸造の再開を目指したいと考えております。そして、牛久産のワインの生産が本格稼働した際には、商工会青年部が取り組んでいる「ビザとワイン」をキーワードにすることや、落花生やみそなどの市の特産品も盛り込むなど、さまざまな観点から協議を行った上で、乾杯条例の制定を考えてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○6番（柳井哲也君） ありがとうございます。牛久シャトーは何ととっても宝物であります。あそこを中心にまちづくり、牛久市がますます発展できるよう思いながら乾杯条例を申し上げたわけなんですけれども、どうかよろしく願いいたします。

それでは、2番目の質問に移ります。サイクリングロードの計画についてであります。

サイクリングを楽しんでいる人たちが「ピワイチ」と言ったら、琵琶湖を一周することだそうです。1周が約200キロ、道は平たんで、ラムサール条約に登録された湖畔をめぐる美しいコースを、彦根城とか瀬田の唐橋などをいろいろ楽しみながら、余暇をサイクリングしながら楽しむという楽しみ方があります。ヨーロッパでは、そのようなサイクリングの旅が一般化していると言われております。

国土交通省では、この夏をめどに、観光を楽しめるサイクリングルートをナショナルサイクルルートとして認定する方針とのことであります。人生100年時代をできるだけ長く健康で過ごすためには、日ごろの運動が非常に大切なわけです。旅を楽しみながら、健康にもよいサイクリングロードの計画予定が牛久市にあるのかどうか、考えをお聞かせください。よろしく願いします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 国は、環境負荷軽減、災害時の交通機能維持、国民の健康増進などを基本理念として、平成29年5月に自転車活用推進法を施行し、翌30年6月には自転車活用推進計画が閣議決定されました。計画では、自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成、サイクルスポーツの振興等による活力のある健康長寿社会の実現、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現、自転車事故のない安全で安心な社会の実現の4つの目標を掲げ推進することとしております。

また、日本有数のサイクリングコースである「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を核として、りんりんスクエア土浦を初めとするサイクリング環境整備に努めている茨城県も、本年3月にいばらき自転車活用推進計画を策定いたしました。計画の目標としては、1、サイクルツーリズムの推進による地域の活性化、2、自転車交通の役割拡大に向けた自転車通行空間の整備、3、自転車事故のない安全で安心な社会の実現、4、自転車を活用した県民の健康増進としております。県内市町村の役割につきましては、県の取り組みを補完しつつ、独自の取り組みを展開するとあります。

一例を挙げますと、かすみがうら市では、平成27年に霞ヶ浦の湖畔にかすみがうら市交流センターをつくり、地域資源を活用した事業を展開しております。その一つとして、サイクルツーリズムによる交流人口拡大を図ることを目的に、交流センター内にサイクリング拠点を設けております。かすみがうら市内の見どころをめぐりながら、果樹園での果物狩りや体験を組

み込んだライドクエストや、手ぶらでサイクリングを楽しめるよう、ロードバイク・クロスバイクなどのレンタサイクルの設置など、独自の取り組みを行っております。

現在のところ、牛久市におきましては、自転車活用の具体的な個別計画は策定されておりませんが、本年度から策定を始めております第4次総合計画、都市計画マスタープランなどの上位計画において、自転車活用推進施策の展開について検討をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○6番（柳井哲也君） ありがとうございます。これから考えていきたいということでありませぬ。

それでは、2番目の質問に移りたいと思います。最小限のコストで、比較的短期間でつくることができないものか、サイクリングスポーツを楽しみながら牛久全域を見て回ることができたら理想的だな、こんなことを考えていましたら、小野川堤サイクルツーリズム構想なるものが浮かんできました。

牛久市の地図を見てみますと、小野川は北西の牛久栄進高校から岡田小学校の下を通過して、南東に当たります奥原まで、牛久市の真ん中、これは縦断じゃなくて横断ですね、国道408号線と交差しながら一緒に横断しています。奥原はちょうど乙戸川が小野川に合流して吸収されてしまうところなので、小野川の川幅はほかの3倍ぐらいに広がっています。

現在、小野川の土手、堤は一級河川として整備されていますが、途中、6号国道や408号国道との交差もあります。龍ヶ崎土木事務所に電話で聞いてみましたら、コースの舗装などの費用は出せないけれども、自治体がそのような利用をしたいというのであれば協力は幾らでもできますよということでありました。小野川堤を利用したサイクリングコースの提案について、市の考えがあったらお聞かせいただけたらと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えいたします。

市の都市計画マスタープランの基本構想では、まちづくりの4つの柱の一つである、まちを結ぶネットワークづくりの主な取り組みといたしまして、地域コミュニティーの中心となる生活圏同士や、地域の生活圏と中心市街地をつなぐ歩行者・自転車道の整備を掲げております。また、同マスタープランの地区別構想の中で、地域のまちづくり方針に、小野川の土手を遊歩道やジョギング、サイクリングコースに検討する記述がございます。

まちづくりの観点からも、歩行者や自転車に優しい道の整備は、市民が健康で生涯活発に活動するためのインフラ整備として欠かせないものとして認識しておりますが、現在、小野川沿いにサイクリングコースを設置する具体的な計画はございません。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○6番（柳井哲也君） サイクリングで楽しむそういう余暇の楽しみ方というのは、非常に日本国内至るところでも、みんな行ったり来たりしながら楽しんでいるようであります。茨城県でも今非常に盛り上がっているということで、牛久市はどんな目標を持って進んでいるのかなというのは市民の関心事であろうかと思えます。金をかけてつくるとなると、本当になかなか難しいものであります。金をかけずに何とかできることということで提案してみたいんですが、そのような案を参考にしていただけたらと思います。どうかよろしく願いいたします。

それでは、3番目のエスカード牛久ビル問題について、もう私は何度もこれ、質問するんですけども、これは本当に牛久市の顔のところでありまして、何とか一日でも早く解決したい牛久市の最重要課題であろうということで、ほかの同僚議員とも重なる課題になってしまいましたけれども、質問いたします。

まず、進捗状況であります。本年の3月議会において、イズミヤ問題は完全に解決するだろうと、その後の入居者探しというんですか、テナントも進んでいくのではないかと、大きく進展していきだろう、そういう牛久市民の期待は大きくあったことと思えます。しかし、この問題について、市民に対して牛久市からは何の発表もなく、現在どうなったのかなというだけで、諦めムードになっていると言っているかと思えます。今の状況は本当によくないなと私は感じております。

私は、エスカードの問題は、牛久市にとってとにかく速やかに解決すべき最も重要な課題でありますから、市民に対してどうなっているかということ発信し続けることが大切だと考えています。つまり、牛久市の交渉に当たっている担当者だけではなく、牛久市民みんなの力もかりて初めて解決できるものだという、あくまでもこれは考え方なんです、そういう考え方が必要と思っております。

今はスマホの時代です。個々人が今何を考えているのか、ツイッターするのが当たり前になっている時代であります。牛久都市開発株式会社でも結構です。牛久市でも結構であります。少なくとも月に1回は市民に対して、どうなっているか、こんなふうに頑張っているよと、そういうことを発信していくべきと考えます。イズミヤとの関係がどうなったのか、テナント関係はどうなっているのか、改めて進捗状況についてお聞きします。お願いします。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、イズミヤとの関係についてでございますが、平成28年7月のイズミヤ撤退表明以後、イズミヤ床の売買交渉等を行ってまいりましたが、本年4月1日に牛久市への所有権の引き渡しをなされ、また牛久都市開発株式会社とイズミヤの関係につきましても、同日に敷金返還を

行っていることから、牛久市、牛久都市開発株式会社ともに、イズミヤとの間における必要な調整・交渉は一旦収束をしているところでございます。

今回のイズミヤとの一連の問題につきましては、平成26年当時、牛久都市開発株式会社からイズミヤに対する保証金返還が完了した際に、敷金についても返還に向けた取り組みの必要性の議論をしていたにもかかわらず、具体的な対応を行わなかったことが必要以上の混乱を招いた要因の一つであったと認識をしております。

次に、これまでのテナント誘致活動における進捗状況につきましてお答えいたします。

イズミヤ撤退に伴う空き床の解消を目指し、これまでも牛久土地開発株式会社と連携し、テナント誘致に鋭意取り組んでまいりました。具体的に申し上げますと、平成29年3月に、企業宛てダイレクトメールにより実施した出店意向調査を初め、電話や訪問等による誘致活動を行っており、その企業数は延べ933社に上ります。

しかしながら、そのうち出店に至っているものは、タイヤエスカード牛久店、ゴールドジム牛久茨城店、2店のみという大変厳しい状況であります。この厳しい状況を踏まえ、これまでのように市と牛久都市開発株式会社のみで誘致活動を行うのだけではなく、テナント誘致・リーシングを専門としている民間企業の活用を既に始めており、こうした企業に蓄積されるコネクション、ノウハウを活用し、何とかテナント誘致の実現につなげてまいりたいと考えております。

また、これと並行して、エスカード牛久ビルに利用者の足を向かせる、エスカード牛久ビル全体の集客力を高めることも必要不可欠であると考えております。これにつきましては、例えば牛久駅周辺の民間駐車場とコラボレートすることで互いにメリットを生むようなものがないかなど、これまでにないような取り組みも含め模索してまいりたいと考えております。

エスカード牛久ビル、中心市街地の活性化にはさまざまなアイデアが必要です。柳井議員を初め、議員の皆様、市民の皆様から広く意見をお聞きしながら、牛久市が一体となった取り組みを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○6番（柳井哲也君） ありがとうございます。執行部の皆さん、それから担当者の皆さん、一生懸命取り組んでいるのは私も知っております。そのあたりのところを、やっぱり市民の皆さんにどんな表現の仕方で広報していくかということが非常に大切ではないかなという、市民とともにつくるまちづくりというんですか、それをやっぱり形づくっていくべきであろうと本当に考えております。

私が以前、エスカードの問題について質問したのをある人が見まして、電話がかかってきました。「柳井さんは、何でエスカードがうまくいかなくなっちゃったかわかりますか」と、ど

うということでしょうかと聞きましたら、「あれは駐車場が有料でしょう。買い物しないとただにならないでしょう。簡単なんですよ、駐車場を無料にしたらみんな気軽に行きますよ。贈答物を買に行行って、ちょうど思うものがなかったら帰ってくるしかない。そのとき買わなくて帰ってきたら駐車料金かかるでしょう。やっぱり主婦はそういうことは大きく響くんです」と、そのようなことを言ってくれた方もいました。みんなで、本当に真剣になってこの問題を解決していく姿勢というのは、本当に持たなければいけないんだなとつくづく感じました。市民一人一人、みんな関心あります。その人たちも合わせて、どんなやり方で進めていったらいいかというのを協力してもらいながら進められたらと思っております。どうかよろしく願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。小売業等の民間事業者の申し込みが見込めない場合の対応についてであります。

エスカード牛久ビルは第三セクターで、4階までは商業施設として建設したものであります。小売業にこだわる気持ちもわからないではありませんが、どうしても見つからない場合もあると考えます。それをいつ判断し、可能性としてはどのようなものを考えているのか。もうそろそろこういうことも大切なことであろうと思い、質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） エスカード牛久ビルのように、キーテナントが撤退した駅前商業施設リニューアルの他事例を見ましても、リニューアル以前とは異なる業種のテナントを加えたものや、商業に限らず違った活用を含めてのリニューアルを行っている事例も少なくありません。これは、インターネットの普及等による小売業の業態変化や郊外型ショッピングセンターの台頭による消費活動の変化による影響と考えられ、エスカード牛久ビルにおいても、そのテナント誘致を小売業だけに限定することは極めて困難であると考えております。

これまでにおいても既に、小売業に限らず、教育系、リラクゼーション系のサービス事業者や企業の事業所等も含め対象を広範囲に広げた誘致に取り組んでおり、今後もさまざまな可能性を考え取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○6番（柳井哲也君） 難しい問題ですが、そのあたりのところ、その時期も近づいていることと思います。どうかよろしくお願いいたします。

そこで、3番目の質問であります。4階など小売業者にとって申し込みの可能性が極めて少ないところから公共的活用を判断していくべきと考えております。具体的な提案になりますが、資料館としても使える美術館の設置などはいかがなものか、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） テナントの誘致を継続して取り組むことに加え、本年度は新たに公共的な利活用の検討も取り組む計画としております。

この4階のフロアでございますが、単にエスカード牛久ビルの空き床を埋める整備ではなく、駅前に位置し、高い交流機能を有するとともに、中心拠点施設としての役割を担うことができますエスカード牛久ビルの特性を最大限に生かしたものとしてこれからも考えております。また、具体的な検討に当たっては、エスカード牛久ビル活性化懇話会、そして商工会、文化芸術協会員の皆様にも御意見をいただき、十分に検討してまいりました。柳井議員からも御提案をいただいている美術館や、子供たちが利用できる学習スペース等も含め、これまでの牛久市にはない、牛久市に新たな付加価値をもたらすような施設を検討していきたいと思っております。

実際、交渉において、4階は1カ月前にある企業が、そういう打診がありまして、そして私、東京まで行って金額を提示したんですけども、最終的には契約に至らなかったということで、4階部分はもう決めてしまおうと、もう一つ姿を見せようということで、公共的施設がいいのではないかと。その中でどういう施設ということは、まだちょっとこちらで議論していますけれども、もう姿を見せないとかやはり市民に、先ほども柳井さんが言ったように、姿を見せないとかやはり皆さんも不安ということがございましょう。そして、私たちはその不安を解消するために、ただ、もう一つ、あそこにこれからテナントに入る人にも、もっと姿を見せなくては、これはテナント誘致にもならないんじゃないかということで、姿を見せるために4階の部分をしっかりとした、私たちの牛久市に今までない、そして皆さんが要望している施設を入れるのが一番ベストなのか、また、あそこはエスカードホールとも連結していますので、そういう意味でも、やっぱりそういう皆さん想像するような施設がいいのではないかなと思っております。

私のところに牛久の商工会の方が見えて、1時間ももうずっとそういう話をされて、そういう思いの強い人は多くいますので、やはりそういう強い思いの方のいろいろな話を聞きながら、早くにもやりたいなと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○6番（柳井哲也君） 市長の答弁もいただきました。悩みながらも、いい答えを出そうということで、算数の答えのように1足す1は2と、ぴったり正解があるものをやるんでしたらやりやすいんですが、何がいいのかというのはこれは結果論で、あれをやったからよかったなどというのは何年も何十年もたって初めてわかるというものもあります。それを行政というのは答えを出してやっていかなければならない、本当に大変な仕事でもあります。そこを何とか、みんなの意見を聞きながら、知恵を出し合って解決していかなければならないわけで、何とかみんなにできるだけ喜んでもらえる形を早目につくっていったらと思っております。

どうか、今後とも一生懸命正解を求めて、市民のサービス向上のために頑張ってくださいと思います。我々も一生懸命協力していこうと思っております。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で6番柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

18番市川圭一君が入場をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時5分といたします。

午後1時57分休憩

午後2時07分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、17番諸橋太一郎君。

〔17番諸橋太一郎君登壇〕

○17番（諸橋太一郎君） 新政会の諸橋太一郎です。

令和元年6月第1回定例会の一般質問をさせていただきます。

まず、1点目について、公共事業納品にかかわる政治倫理条例についての考え方をお伺いいたします。

まず、政治倫理条例の一文を読ませていただきます。はしよりますが、「市民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、いやしくもその地位による影響力を不正に行行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう、必要な措置を定めることにより、市長等の政治倫理の確立並びに市政に対する市民の理解及び信頼の確保を図り、もって公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする」ということで第1条に記されております。

私、この目的として、公明公正な市政推進のためにみずから守るべき倫理基準を定めるものであり、明文化することで市民との約束となり、信頼を確保するというように考えておりますが、市長はこの目的についてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 牛久市長等政治倫理条例及び牛久市議会議員政治倫理条例により、市長等及び議員の2親等以内の親族が関係する事業者は、市の事業の請負契約等を禁止されておりますが、請け負っている事業者への納品等が禁止されていないということは議員の御指摘のとおりで、したがって、現状につきましては全く問題ないものと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私のほうからは、たしか去年、おととしですかね、今、ひたち野うし

く中学校で学校をつくっていますけれども、そのとき、牛久の組合、木材組合ってございます。稲敷地方木材組合というのがございまして、現在は8者だと思います。その組合長が来られまして、せっかく牛久でつくりますから、牛久の業者にも何かという話をされました。ただ、個人的なもの、私はだめですけれども、もし組合であれば、その当時の建設会社のほうに、どうか牛久のこの業界のものを使ってくださいという話是可以と、私はそれをお話したのでございます。ただ、私のせがれも同じ業種をやっていますので、うちのことは、私が結局それを言うことは、もうそれは利益供与となりますので、組合長に対しても、また相手方に対しても、外してくださいということを私からは申し伝えました。

あともう一つ、去年ですけれども、牛久のある業者なんです、約5者あったんですが、1者が飛び抜けて半分以上納品していた。それはおかしいでしょうと、平準化しなさいと。ただ、すぐできないのは、お互いに契約する時期が少しずつずれていましたので、それを今平準化して均等割にいたしました。

あと、皆さん御存じのように、体育館のところの自動販売機でございまして、その自動販売機を入れている人が、飲食店関係ない、そして牛久の体育館に関係ある会社が独占していて、これはおかしいと、全部平準化しようという話をしました。

やはり個人に寄った、やはり誰しもが見ておかしくないことを、我々は気をつけて、それを率先してやらなければいけないと私は思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 諸橋太一郎君。

○17番（諸橋太一郎君） 市長のお考えはわかりました。

続きまして、先ほど植田部長のほうから答弁いただきましたけれども、納品についてのことでお尋ねをもう一度したいと思います。

現在、牛久市長等政治倫理条例におきましては、「次の各号に掲げる企業は、地方自治法第142条、第166条及び第180条の5の趣旨に則り」云々かんぬんということで、工事の請負契約ですとか下請工事の契約、業務委託契約及び物品売買契約を辞退しなければならないというふうにあります。この中で、「市長等、その配偶者及び当該市長等の2親等以内又は同居の親族が役員をしている企業」というふうにあります。

これについて、先ほど根本市長のほうから、自分の会社、A商店がそれであるというふうにご答弁いただきましたけれども、A商店さんは直接の工事の請負は当然できないんですけれども、万が一、この工事を請け負ったA建設、B工務店とか、いろいろな企業がA商店さんに対しての納品を依頼した場合、この納品の実績については、市のほうでは把握できるのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） お答えします。

納品の事実があったかどうかということにつきましては、そこまでは確認はとっていない、だから確認はできないということですね。以上です。

○議長（石原幸雄君） 諸橋太一郎君。

○17番（諸橋太一郎君） 納品の事実は確認できないということでした。そうなりますと、この倫理条例に書かれておりますように、「その地位を利用していかなる金品も授受しないこと」、これは商取引の上でのお金のやりとりというのは民民の取引になりますので、全く問題ないというのは私も理解しているんですけども、政治家として、仮に民民の取引といえども、公共事業について1円たりともその関連企業がとってはならないというふうには私と考えております。それが、市役所の現状、今の体制では全くチェックできないと。

そうなりますと、根本市長の政治倫理に全て委ねることになるんですけども、私は根本さんは非常にクリーンだと思っていますので、そういうことについては、先ほど協同組合において辞退をする旨をお話しされたというふうにありましたけれども、実際、根本市長のわからないところで業者が今はやりのそんたくをしないともわからないんですね。A工務店が根本さんのところに、やっぱり材料を買っておこうよというようなことが、もしかするとあるかもしれないと。その辺については、市は全く把握できないということなんですが、根本市長自身、現在、自身が経営している材木店に関して、そういった事実があるかどうかというのは把握していますでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） 元請、A建設さんがどこかの事業者から材料をとるということにつきましては、事細かにその材料をどこで仕入れたかというようなことは確認はとっておりませんので、とれないというのが現状だと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 諸橋太一郎君。

○17番（諸橋太一郎君） 私は、確認がとれないということであれば、根本さんは対話を重視するということですので、こういった疑念を抱かれないためにも、自身の息子さんとこういう納品についてどうなんだということを確認をしながらクリーンさを図ってもらいたいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 私は、息子と親子関係でございます。そして、今息子は仕事をしています。私は、息子の仕事を、どのような納入、どこから納入して販売しているか、一切知りません。また、友達とかそういうおつき合いをしていることも、全ては掌握していません。私とせがれはそこをわきまえて、おのずとおのおのの仕事をしっかりやっていると私は認識しております。

○議長（石原幸雄君） 諸橋太一郎君。

○17番（諸橋太一郎君） 私も根本さんの息子さんはよく存じておりますけれども、仕事を一生懸命やっているという認識を持っております。しかしながら、市民の中には、A商店さんは根本さんの会社じゃないのかというふうな認識を持たれている市民も数多くいるのは事実でありますので、そういった中で、民民の取引で公共事業などにもしかすると納品しているかもしれないという疑念を抱かれるのであれば、そういうことを払拭するためにも、根本市長の名前で各請け負った先について、「民民の取引といえども、私どもの材木店は納品いたしません」というような文書を配布するなり、または自身が任期中に期限つきの条例として制定をするなり、本当にクリーンさを求めるのであれば私はそこまでやってしかるべきだと思うんですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 副市長滝本昌司君。

○副市長（滝本昌司君） おっしゃる部分で、疑念ということを申されますけれども、そういったことは多々いろいろな方面にあると思います。あるいは、深く深く入っていけば入っていくほど、そういったことが疑念ということで発生するかと思います。

しかし、そういったことをいつまで追及していても、相手の生活とかそういったものを保障するというのも一方であるわけですので、全てオミットしてしまっただけでは、例えばで言うと、今の話でいきますと、市長の息子さんが事業を行っている上で支障が生じて、会社が立ち行かなくなるといことも発生します。そういったことが発生しないようにということで、政治倫理条例はきちんと2親等という線を引いているということで、それ以下のことに関してどうこう言うというのは、それは発言としてはあり得るかもしれませんが、政治倫理上は問題ないという、条例が示しているということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 諸橋太一郎君。

○17番（諸橋太一郎君） 今、滝本副市長がおっしゃられたのは、もちろん私も理解しておりますけれども、本当に根本市長が為政者として本当の意味でクリーンさを求めるのであればということでそういう質問をただけですので、私は決して根本さんのところがこのことによって立ち行かなくなるなんていうことはまずあり得ないというふうに思っていますので、その辺については民民の取引でもかなり手広くやられていると思いますので、本当にこの9月の市長選に向けてそういうつまらないところで疑念を抱かれないためには、こういった条例をみずからの提案で施行してはどうかというふうに思っただけの質問であります。

考え方がわかりましたので、2番目の質問に移らせていただきます。2番目の質問につきましては、牛久市の障害をお持ちの方の就労の現状についてお伺いをいたします。

昨日の茨城新聞でも、障害者の方の就職が過去最多になったというような県労働局のまとめ

が新聞に載っておりました。障害者雇用均等法が制定され、法定雇用率も決められておりますので、障害者の雇用については各企業とも今非常に努力をしている状況でありますけれども、障害者の特性を理解していない等のことでマッチングの問題がありまして、早期に退職をしているというような事実も数多く見られます。また、障害者の認定数もふえておりますので、そういった部分での就職数がふえているという実態はあるんですけども、現在の牛久市の現状についてお伺いをいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 龍ヶ崎公共職業安定所管内の平成30年度の障害者の就職状況は、新規求職申し込み件数408件に対して240名が就職につながり、同管内で1,087名が就業をしております。

牛久市中心身障害者就職支度奨励金につきましては、義務教育修了後または特別支援学校高等部等を卒業後1年以内に雇用された方に対して支給しており、平成28年度が2名、平成29年度が7名、平成30年度が6名に支給しております。

次に、牛久市役所の障害者の実雇用率は2.27%と、法定雇用率2.5%を下回ってはおりますが、法定雇用障害者数において達成しなければならない人数である8名を雇用しているため、法定雇用率は達成しております。

今後における障害者の就労に関する方針につきましては、第5期障がい福祉計画で定めるとおり、福祉施設から一般就労に向けて、市、施設、ハローワーク等、関係機関が連携して支援することができるよう、障害者自立支援協議会等において支援策を検討してまいります。

また、平成28年度には、障害者優先調達法に係る障害福祉サービス事業所の庁内へのプレゼンテーションを実施しており、今後におきましても、障害者優先調達推進法に基づく優先調達方針を定め、就労を目指す中での工賃向上を支援してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 諸橋太郎君。

○17番（諸橋太郎君） ありがとうございます。障害者雇用の本来のあるべき姿といたしましては、企業が本人の能力を最大限に引き出し、戦力として活躍できるような働き方を提示していくことが重要になってきます。特に精神障害や発達障害のある人の中には、高い潜在能力を持ちながら、画一的な就労形態への適応が難しいため働けないケースが多いので、その辺を今後、牛久市の指導を進めていただいて、障害者の雇用率アップのほうを高めていただきたいと思います。

2つ目の質問としまして、牛久市の障害者のA型及びB型の就労継続並びに就労移行支援事業所の利用者の状況について、市内・市外の状況をお伺いをいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 平成31年3月末現在の市内の就労継続支援A型事業所を利用している方は21名、市外は45名となっており、市内の就労継続支援B型事業所を利用している方は94名、市外は48名となっております。

また、市内の就労移行支援事業所を利用している方は15名、市外は9名となっており、平成30年度に一般就労につながり、就労定着支援を利用している方は6名となっております。

しかしながら、就職につながっても短期間で離職してしまうケース、ひきこもりになるケースや次の就労までに時間がかかるケースも多いことから、就労に伴う生活面のフォローを行う就労定着支援などの福祉サービスを活用しながら、きめ細やかな支援を実施してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 諸橋太一郎君。

○17番（諸橋太一郎君） ありがとうございます。私も現在、福祉施設で働いておりまして、特にB型の事業所に通っている方が約40名ほどいらっしゃるんですけども、今まで御家族がどうしてもB型に通えなくて嘆いていたケース、または生活介護にしか行けなかった方がB型に行くことによって生活リズムが整い、本当にコミュニケーションがとれるようになったというケースもありますので、こういったA型、B型の事業所についての指導監督というのは県の権限ですけれども、牛久市のほうでも障害者の方に寄り添って、障害者の方が本当に生きがいを持って、働きがいを持って通える事業所というものを指導できるように、今後も県の管轄とはいえ、さまざまな形でこういった事業所に牛久市の市役所として関与していただきたいということをお願いいたしまして、一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で17番諸橋太一郎君の一般質問は終了いたしました。

次に、9番甲斐徳之助君。

[9番甲斐徳之助君登壇]

○9番（甲斐徳之助君） 皆様、こんにちは。新党派、新政会で活動しております甲斐徳之助です。前期に引き続き、市民の皆様の声が届けること、そして正確な情報が知りたいとの声にあわせ活動しております。であります。今定例会は、牛久の将来に向けた準備をしていかなければならない質問をさせていただきます。大きく分けて1点、詳細に分け3点の御質問をいたします。

それでは、通告に従い、一問一答方式にて質問いたします。

ここ近年、環境問題が数多くクローズアップされています。私は、この問題を初めて取り扱いますが、牛久市議会においても多くの同僚議員が取り上げてきたことと思われま。

特に、ごみの処理などの問題は、市民生活に密接した大事な環境問題であると考えます。ご

みと一口に言っても、処理や処分、分別、またリサイクル、ごみ袋の有料化など、並びに施設の維持管理など多岐にわたります。このたびは、これまでとこれから、そして途中経緯の判断などの観点から何点が質問いたします。

まず、これまでは、ごみ減量のため、どのような取り組みを行ってこられたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 甲斐議員の御質問にお答えいたします。

ごみ減量の取り組みといたしましては、平成23年度に策定いたしました一般廃棄物ごみ処理計画に定めた方針に基づき、社会情勢、市民要望等を考慮し、総合的な観点を踏まえ、施策を遂行しているところでございます。

現行の牛久市の一般廃棄物ごみ処理基本計画の計画期間は、平成23年度から令和2年度までとなっており、中間期に当たる平成28年度に、牛久市一般廃棄物ごみ処理基本計画の見直し等について、市民代表5名を含む14名で構成された牛久市廃棄物減量等推進審議会にて、後期施策の見直し等について計7回にわたり御審議をいただきまして、家庭系生ごみ削減等について答申をいただき、さらなるごみ減量に向けた施策に取り組んでおります。

具体的な取り組み内容といたしましては、家庭から排出されるごみのうち全体の75%が可燃ごみであり、そのうち生ごみが37%、紙類が28%となっており、生ごみと紙類で可燃ごみ全体の3分2を占めていることから、生ごみ、紙類に注目し、削減に力を入れ取り組んでいるところでございます。

その結果、資源物を除く家庭から排出されるごみ量は、平成23年度の1万9,002トンに対し、平成29年度は1万8,635トンと367トン減少しております。しかしながら、一般廃棄物ごみ処理基本計画で定めた資源物を除く家庭ごみの1人1日当たりのごみ排出目標値519グラムに対し、平成29年度の排出量は600グラムであり、81グラムオーバーし、目標が達成されていないのが現状です。

ごみの減量は、市民お一人お一人に取り組んでいただく部分が多いことから、市民の皆様が取り組みやすい方法を、出前講座、各種イベント、広報紙、ホームページ等で広く周知し、今後も引き続きごみ減量に取り組んでいただけるよう努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） ごみ減量の効果に取り組むために、出前講座等をやっていらっしゃるということでしたが、今現時点では目標が達成されていない、今後も引き続き減量に取り組むということで、お考えでよろしいでしょうか。そこを一応再確認します。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） ごみ減量のために今取り組んでいる施策といたしましては、生ごみについては賞味期限、消費期限を正しく理解していただいて、食材の使い切り、食べ切りの徹底、そして水切りの徹底に取り組んでいただいております。市職員の実施データによると、担当職員でちょっと実験をしたデータがあるんですが、そちらの実施データによると、水切りネットを一絞りすることで1人1日当たり18グラム減量が可能という試算が上がっています。紙類については、可燃ごみに混在している、資源となるティッシュボックス、紙箱等の雑紙を分別することによる減量に取り組み、出前講座、先ほどの各種イベント、広報紙等で広く周知しているところです。

なお、来月、7月になりますが、ごみの集積所10カ所におきまして排出実態調査というのを予定しております。調査結果につきましては、今後のごみ削減のための施策の基礎資料としようと思っております、それにするため行うもので、ごみの中の分析をします。それで、紙類とか生ごみがどれぐらい入っているのかという分析をしまして、これも農村部と都市部と両方でやります、そういう分析を行っていく予定です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） ごみの減量につきましては、引き続きお願いしたいところであります。

小さい点のところの別の質問に入りたいと思いますけれども、次にごみの有料化の考え方についてお伺いしたいんですが、今の御質問で減量に取り組んでいることは十分に理解しました。ごみの有料化についてどのように考えているのか、有料化していく中での定義を皆さんがどう思っているのか、まず確認したいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） ごみの有料化につきましては、牛久市廃棄物減量等推進審議会にて過去2回、平成17年度と平成18年度に家庭ごみの有料化について審議しまして、家庭ごみの有料化は一定の有効性を持ち得るものであるが、導入に当たっては市民一人一人に一定の義務と負担を強いるものであることから、市議会はもとより、住民合意が前提となるとの答申をいただいております。

環境省の平成29年度の調査によると、可燃ごみ袋の有料化を実施しているのは茨城県内で14市町村あり、平成30年度に有料化を実施いたしました土浦市を含めると現在では15市町村となっております。ごみ袋の有料化を実施している各自治体でも、ごみ袋の値段設定はさまざまになっており、近隣自治体では土浦市が昨年10月より45リットルの指定ごみ袋10枚500円の有料化を実施しており、効果・課題等について注視しているところでございます。

牛久市のごみ総排出量は、人口の増加に反し、平成25年度の2万9,602トン以降減少

傾向を示しておりますが、いまだ集積所等に出される可燃ごみ・不燃ごみの中には雑紙・瓶・缶などが混在している状況であり、ごみの分別の徹底を行っていかねばならないと考えております。

今後の有料化の方向につきましては、ごみ量の推移、市民の皆様の御意見、近隣市町村の動向、社会情勢等を注視しながら検討してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。いろいろ御説明いただいた中で再質問したいと思いますけれども、まず、有料化をしたほうがよいと考えるか、そうでないかというのは検討の範疇であったので、どちらの方向性で物事を判断するのかお聞きしたいと思います。

それと、土浦市の例が出まして、10枚500円という話でしたが、牛久市は現時点で、たしか私がお聞きしましたところ、10枚100円が前提だったと思うんですけれども、それで間違いないか、そして牛久市が販売店等に対して年間どれぐらい取り扱いがあるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 有料化する、しないという判断につきましては、今もお話ししましたとおり、現段階で決まっているものではございません。

それから、ごみ袋につきましては、現在、上限を定めておりまして、販売の上限が10枚セットで111円であります。これ以下で販売してほしいということで、約250店舗と契約を結びまして販売をしております。

それから、ごみ袋の販売の枚数というか、製作の枚数につきましては、平成29年度で全部で563万枚になります。それで、販売枚数が546万8,900枚、これは10枚セットの枚数になりますので、歳入といたしましては、4,619万円が歳入ということになります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。今のところ、その判断がつかないという御答弁でありました。

それで、ここからちょっと御提案に入るんですけれども、私はこのごみの有料化の問題、ぜひ進めていったほうが良いと思っているんです。それに関しまして今数字をお聞きしたんですけれども、まず10枚100円に対して563万枚という年間の販売数を確認させていただいて、ちょっと計算しづらいので仮に500万枚とします。それで、10枚300円に仮にしたとして、200円の浮きがあって、二五、十で1億円、それぐらい牛久市として、これは利益とっていいのかなのかわからないんですけれども、販売に対しての差額が出ると思うん

ですよ。これが、申しわけないんですが、受益者負担の形でやっていく形になると思うんですが、その辺のお考えをぜひ御提案申し上げて、御質問したいと思います。

これは、なぜこんな話をするかといいますと、私が1期目、前回当選させていただいたときにクリーンセンターの長寿命化計画の話がありました。そのときに、たしか22億円ぐらいだったと思うんですけども、これを一回契約をされて、予算をたしか計上しました。そのときに、クリーンセンターの長寿命化に22億円をかけるんだったら、年間少しずつ積み立てでもして、例えば15年後、10年後に、10億円、15億円とやれば、半分ぐらい、半分以上でできるんじゃないかなと単純に思ったんですけども、参考までにちょっと再質問としまして、その4年前の契約の際の一般財源からの歳出というのはどれぐらいだったんでしょうか。ちょっとこれは通告はしていないので、今思いついたので聞きましたけれども、わかる範疇でお願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） ごめんなさい、確認なんですけど、4年前に今回の基幹工事を行ったときの予算のという意味ですよ。2分の1が補助金になります。それ以外が、市のほうの用意、起債を充てたりをしています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） わかりました。となれば、やはりごみの有料化を受益者負担で進めていくという話はかなり有効であると思います。半分が補助金、半分が受益者負担、市の一般財源ほぼなしという形で考えられると思います。それは、一般財源等に影響もあると思います。その辺を福祉や医療、社会保障等の捻出に、ほかの分野に回していけるんじゃないかなという考え方もありますので、現時点ではごみの有料化についてはちょっと保留、ペンディングだという話でありますけれども、ぜひ前向きに検討していただきたいことを申し上げて、次の質問にいきます。

さきの話を踏まえ、審議会等を行っていらっしゃるということではありますが、もう私、ごめんなさい、2番の質問に勝手に入ってしまったんですけども、審議会の内容を一応、もう一度お聞きしてもよろしいですか。お願いします。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 審議会につきましては、先ほど申し上げましたとおり、有料化についての審議会ということで、ごみの有料化につきましては、先ほども申し上げましたとおり、牛久市の廃棄物減量等推進審議会にて過去2回、家庭ごみの有料化について審議していただいて、二度ほど有料化についての答申をいただいています。平成18年当時なんですけど、家庭ごみの有料化については、先ほど申し上げたとおり、一定の有効性を持ち得るもの

であり、減量効果や負担の公平性、それから導入コストを勘案して、実行する場合には45リットルのごみ袋換算で1袋当たり50円以上100円未満にすることが望ましいという答申もいただいております。

しかしながら、ごみの有料化を導入する前に、私ども牛久市のほうの考えとしましては、ごみ量の削減を優先すべきであり、現在は、一般廃棄物ごみ処理基本計画に定めた、資源物を除く家庭ごみの1人1日当たりのごみ排出目標値519グラムの達成に向け取り組んでいるところでございます。取り組みとしましては、かっぱ祭り、エコフェスタ等で水切りグッズの紹介をしたり、家庭ごみ排出抑制のために生ごみの堆肥化ツールである生ごみ処理機等の購入に対する補助金の交付、また行政区や子供会等のリサイクル活動に対して、ごみの減量化と資源の有効利用を図るために補助金の交付を行っているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） 答申内容は理解させていただいています。それで、何度も繰り返しのようになって申しわけないんですけども、有料化は減量をするのが目的であるのかどうなのかという話と、私は有料化はほかに、このごみだけじゃなくて、ごみが有益になればほかの部分にも違った予算を回せるだろうという前提で受益者負担であるという考え方なんですけれども、その辺のお考えはどういうふうに捉えるか、もう一度、申しわけないです、答申の内容を踏まえて細かくお聞きできればと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 甲斐議員のおっしゃっているのは、ごみにかかった経費をごみ袋の値段で補っていくというイメージでお話をされていると思うんですが、私どもで今お話をしているのは、その経費自体を抑えるために減量をしていきたいという考えであります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） わかりました。そのようでございます。ということで、私とは少し考え方が違うので、ぜひ、1番、2番の質問をあわせて、経費負担を浮かせていくためのごみの有料化を推進することを御提案申し上げて、次の質問にさせていただきます。

3番項に入る前の、牛久市内で行われています、10月の第3週の土日、土曜日でしたか、やっています「うしくみらいエコフェスタ」、これは一般社団法人牛久青年会議所さんがもともやっていたものと、市がほかの団体とやっていたものを一緒に合わせて285万円の年間の予算をとって行われているお祭りです。これは、私も当然携わったことがあるんですが、これに対してのエコということでPRの仕方、そしてそれに対しての効果というものを改めて伺いしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） うしくみらいエコフェスタは、未来を担う子供たちが、このイベントを通じて楽しみながらエコについて学ぶことにより、地球環境及び身近な身の回りの環境保全に向けた行動につなげることを目的として、平成20年から始まりました。エコフェスタは、近隣市でも例がない子供を対象とした環境イベントでありまして、近隣で活動するNPO等の団体や霞ヶ浦環境科学センター、つくば市の環境系の研究所等の公的機関が一堂に会する機会ともなっており、それぞれの参加団体が子供向けに環境の仕組み等をわかりやすく楽しく知り、経験できる実験や工作等を披露し、体験できる40を超えるブースが展示しています。また、開催当初から、これは青年会議所さんがスタートしたときからなのですが、マイ箸運動を呼びかけておりまして、環境に対する姿勢を学べるよい機会になるというふうに考えております。現在は、祭りとして定着し、昨年までに11回を数えるイベントとなっており、例年、市内の親子連れを中心に約7,000人から9,000人の方に御来場いただいております。

エコフェスタは、平成20年に牛久青年会議所主催で始まり、平成22年度から市内の環境団体等と一緒に実行委員会を組織し、取り組んでおります。現在では、そのOBである牛久青年会議所シニアクラブが主力メンバーとなり、子供たちが環境保護の重要性やエコ活動を楽しみながら体験できるよう、毎年工夫を重ねながらイベントづくりに奮闘していただいております。

御質問にあります実績と効果につきましては、先ほど申し上げましたとおり、多くの皆さんにお越しいただけるほど定着してきたこと、それから子供たちは日々成長していくので、継続的に開催することで子供たちに環境への関心を持っていただけることが本イベントの最大の効果であると考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。大変効果があるということで、引き続き続けていっていただきたいと思います。

次の質問にいきたいと思います。近隣市町村との広域連携の考え方を伺います。

これから、先ほどのお話ですね、長寿命化計画等も含めて、いろいろな近隣市町村との連携も視野に入れて考えていかなければならないと私は考えます。その中で、3点確認をとりたいたいですけれども、まず比較ということで、近隣の市町村とはどのような形で牛久市が今動いているかお尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 平成29年度の近隣市町村等のごみ排出量を比較したと

ころ、牛久市の総量は2万8,536トン、内訳は、可燃ごみ2万3,138トン、不燃ごみ1,837トン、資源ごみ3,561トンとなっております。龍ヶ崎市、利根町及び河内町で構成される龍ヶ崎地方塵芥処理組合では、ごみ排出総量は3万4,412トン、内訳は、可燃ごみ3万183トン、不燃ごみが1,486トン、資源ごみ2,743トンとなり、阿見町での総排出量は1万8,521トン、可燃ごみ1万7,154トン、不燃ごみ713トン、資源ごみ654トンでした。また、稲敷市と美浦村で構成される江戸崎地方衛生土木組合では、ごみ排出総量は1万9,556トン、可燃ごみ1万6,278トン、不燃ごみ845トン、資源ごみ2,433トンとなっております。

ごみの総量から、1人1日当たりの排出量に換算すると、牛久市919グラム、龍ヶ崎地方塵芥処理組合914グラム、阿見町1,070グラム、江戸崎地方衛生土木組合917グラムというふうになりました。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） 今の話を踏まえまして、今後をちょっとお伺いしたいんですけども、先ほども申しあげました近隣との広域連携をやっていくという話は、私はすごく有益だと思っていて、それをまた御提案させていただきたいんですが、次の質問にも入ってくるんですけども、今後の展開という形でその可能性はあるかないか。今の話ですと、龍ヶ崎、稲敷、阿見、その辺を踏まえまして、執行部がどうお考えになっているのか、改めて質問したいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現在、牛久クリーンセンターでは、市内で排出される可燃ごみの処理に対応するための焼却炉を3炉保有しています。1炉は可燃ごみを焼却処理するための炉、2つ目は、ごみの量が増加したときにごみの焼却に2炉運転が必要となる場合や稼働中に炉が故障した場合の対応、また1つは、長期的に炉が使用可能となるように年次定期点検を実施しながら3炉で年間計画に基づきローテーションを行っております。

ごみ処理施設については、平成9年度に環境省から、事業コスト削減・ダイオキシン等の環境保全対策、最終処分場の確保・適正なごみ処理の推進等の課題に総合的に対応するため、各都道府県へ計画の策定、市町村への指導の通達が出され、全ての都道府県において広域化計画を策定しております。

牛久クリーンセンターは、平成26年3月に策定した牛久市クリーンセンター長寿命化計画の中で、令和15年まで現施設を稼働していくことを計画しており、それ以降の新施設を検討していく中で、新施設を建設するために国の交付金などを活用する場合、現在の制度では施設の広域化や集約化を検討することが条件となっております。建築コストや稼働の維持管理費の

抑制の観点からも、広域化の検討は重要な課題と認識しておりますので、今後ごみ減量化を推進しながら考えていきたいと思っております。

減量化というのは、一つには、減量することによってごみの炉の消耗を減らすことができる、また灰も減らすことができる、そうすると削減になります。それをするためにはどうしたらいいか。一つのツールとしては、ごみを出さない方法、なるべく少なくなる方法は何かないかと。それは一つに、意地悪い話かもしれないけれども、料金をもうちょっとふやして、そうしたら人間というのはそういうことでちょっと節約する気持ちになるのかなど。仮に、皆さんが5%少なくなったら、えらい削減になります。ですから、そこをどうするのかという話。また、このごみ袋にしても、皆さんが要求しているような形態もできるかもしれない。

ですから、私は思うんですけども、全て行政がそういうことで、値も上げない、何も取らない、サービスだけどんどんしていく、それは絶対パンクしてしまいます。ですから、そこで有効な皆さんの御負担をいただくこと、これもこれから行政にとっては大切なことだと思います。全てが低価格で、全てのサービスはできないと私は思っております。ですから、そういうものの考え方を市民の皆さんにもいろいろなことでお示ししながら、そして有料化になるところなんですよ、そして我々はまた違うこともできますよという話もできると思います。ですから、こういう総合的なことも考えて、ごみばかりじゃなくて、いろいろな考えの必要があるのかなと私は思っています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。せっかくお答えいただきましたので、少し掘り下げてお聞きしたいと思います。

さきの御答弁の中で、交付金等の活用は広域化または集約化が条件であるというお話をいただきました。減量も、その減量化をしていく、しながら考えていくという中で、そうならばさきに申し上げた近隣の市町村との広域化や集約化は有効である条件であると思います。それを、今後なんですけれども、その長寿命化計画15年という中で、牛久市は単独でやっていくのか、それとも今のお話しされた広域化、集約化が条件であるということであれば、どの辺の市町村を視野に入れてこの話をしていくのか、改めて再度質問したいと思います。

また、附帯でありますけれども、過去、同僚議員の質問答弁におきまして、阿見町との勉強会を開いていらっしゃるという話を聞きました。私もそのときに話を聞いて、阿見町は有効なのかなとは思っているんですけども、その辺のお考えも含めて再質問をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 牛久市のクリーンセンターは、当初建てたとき、やっぱり地元のいろ

いろなことの取り決め事項がございました。その条項の中に、私も最近知ったんですけれども、ほかの市町村からごみを持ち込まないという文言がございます。その条項がある限り、周りとの連携はできないのかなと。私も本当に、阿見町とのそういう話で、少しでも経費が軽減できればと思っていたら、そういう条項があるから、これはちょっと無理ですよという話を聞きました。ですから、改めて違うものをつくる場合、増設するという場合、それなら話は別と思いますけれども、ただ、現状の中では、そういう条項がある以上、広域は牛久市では難しいのかなと、そういうことがございます。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 阿見町との勉強会というお話でしたけれども、昨年12月に石原議員の御質問にもお答えしているんですが、情報交換会という形で、阿見町のほうからの要請を受けまして、昨年度やらせていただいています。内容的には、クリーンセンターの運営とか、あとはごみの減量とかについて情報交換をしているような状態です。去年、テーマで出ていたのはたしか、PPSの導入の話が話題になっていたかと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） ちょっと困っちゃいましたね。近隣との広域連携、ちょっと私、わからないのもう一回聞かせてください。近隣との広域連携の方向性は基本的に考えていないということなのでしょうか、それともやっていく方向性の検討をとるという答弁をいただいているのか。ちょっと私、今お二人の答弁を聞いて理解できなかったもので、再度お聞きしたいなと思うんですけれども、何度もお話して申しわけないです。長寿命化計画の先の、補助金を有効利用するには広域・集約化の検討が条件でありますよという中で、やったほうが良いなと私は思うんですけれども、それを踏まえた上でやるのかやらないのか。いつまでという話は今現時点でできないと思いますけれども、やっていくのか、やっていないかのお話はもう一度聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 現状のままではできません。ですから、もし建てかえるとか何かをしようとするれば補助金が必要であるが、今そういう補助金ですから、連携しなさいという話ですから、それだったら補助金は要らなくなればそれはできます。でも、現状のままでは、ちょっとその条項がある以上は、これは契約、地元との契約ですから、これはもうちょっと無理ですね。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○9番（甲斐徳之助君） 現時点ではできないという御答弁をいただきましたので、残念であります。私のほうからは、ぜひそれをやっていただく御検討をお願い申し上げて、締めたい

と思います。

ごみ袋とか、何度も同じようなニュアンスで話をさせていただいているんですけども、いきなり出てくる財源のときのための一般予算だったりそういうのを引っ張ってくる話じゃなくて、長寿命化計画という話にのっとりしましたけれども、これから牛久市の財政を担っていく中で、今ここにいる執行部の皆さんとか、もちろん私、議員もそうなんですけれども、今たまたま15年という話の中でお話しさせていただきました。

私、多分15年後は議員やっているかどうかかわからないですけども、15年後の未来の牛久の皆さんにそういう財産を渡していくためにこの質問をさせていただいたんですけども、家でもそうだと思うんですけども、やっぱりその都度ぽっと出てくるお金じゃなくて、いろいろな事業計画を組んでいって、今回の件でいえば、ごみ袋に関して受益者負担をつけて、そこで浮いた分をほかのサービスに回していただいてという考え方もできますし、クリーンセンターの長寿命化においては、交付金だったりそういうものをやるという中で条件があるというのであれば、その条件にのっとりって有益な方向に市の方向性を向けたほうがいいのではないかなと私は考えましたので、今回この質問をさせていただきました。

お金も絡んで、なかなか市民の皆さんの理解を得るのは厳しい、値上げとか特に厳しい判断だとは思うんですけども、ぜひ、市を率いる執行部の皆さんには長期的な観点に立っていただいて、なぜこのことが必要なかということをも市民の皆さんによく説明をして、理解をいただいて、ぜひ将来に有益になる政策を引き続きやっていただきたいと思います。選ばれるまちを継続していくことを切にお願い申し上げます、一般質問を終わります。以上です。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で9番甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は15時15分といたします。

午後3時05分休憩

午後3時16分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番黒木のぶ子君。

〔16番黒木のぶ子君登壇〕

○16番（黒木のぶ子君） 皆さん、大変お疲れさまでございます。

本日の最後の質問者となります。会派は市民クラブ、また地域政党であります茨城県民フォーラムの黒木のぶ子です。どうぞよろしく願いいたします。

まず最初は、長寿社会での医療・介護についての質問となります。

人生100年と言われ出し、平均寿命が延びる中、誰もが思うこと、いつでも健康であり、家族に負担をかけないような長患いはせず、ぼっくりと死ねればよいと考えるのは市民の大多数であるところです。せめて、ぼっくり死は難しいといたしましても、牛久市のベッドタウンとしての実情から考えれば、核家族の世帯が大半なので、医療も完全に治るまで入院や、もしくは老健等で対応していただければというふうに思うところですが、特に先が見えない長期にわたる介護職については、施設での介護であれば家族に余り重い負担とならないで済みますというふうに、過去の一般質問でも、特別養護老人ホームをふやせ、ふやせというような質問をしてきました経緯があるところです。しかしながら、厚生労働省の意向では、介護も医療も在宅へとシフトされていきつつあります。

2013年度の国民生活基礎調査の段階でも、2025年を待たずして既に老老介護の割合が51.2%と5割を超えて、さらにもとに75歳以上の割合も29%となっております。また、この調査では、同居人が自宅で介護をしている人が61%で、介護サービス事業の利用者が14%とのこと、在宅介護が圧倒的多数となっているのが現状であります。このことからいたしまして、今後、在宅介護の問題は、体力の弱い老老介護と、現役にある人が退職しなくても済むような支援策が、超高齢社会に向き合う牛久市の重要課題かと考えております。

そこで、質問いたしますが、負担軽減のために、牛久市ではどのような在宅介護の支援をしているのか、お聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 老老介護や認認介護と言われるように、長寿社会における介護者を取り巻く環境は年々厳しくなっております。国の調べによりますと、会社に勤めながら介護をしている人の数は300万人と言われております。年間約10万人が介護を理由に仕事を辞めているとの調査結果もございます。介護をしながら働く方の支援をするため、さらに介護休暇を取得しやすくするための法律改正の準備が進められてございます。

市では、介護者の負担軽減を図るため、介護者リフレッシュ事業を初め、経済的な負担軽減を図ることを目的としたおむつ給付金事業のほか、介護保険制度によるデイサービス・ショートステイ等の在宅サービスの充実を図り、介護者負担の軽減に努めてまいります。

市役所においても、そういう方においては、しっかりとした環境を整えることも私たちは大切な仕事だと思っております。これからも御理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま市長のほうから御答弁いただきましたように、介護をなさる方への負担軽減には、リフレッシュ事業とかおむつの給付とか、そういう経済的、介護に

必要なケアですね、ショートケアのような労働等の軽減策はあることは承知しておりますが、医療・介護総合確保推進法で負担が2割となっており、利用を手控える家庭があったのではと危惧しますが、牛久市ではどうだったのでしょうか。

また、国全体で介護離職者数は、ただいま市長のほうから答弁がありましたように10万人とのことですが、牛久市での数字を把握されておるのでしょうか。ありましたら、その人数等をあわせてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 介護保険を利用した場合の利用者負担割合は、一定以上の所得がある方は2割、昨年、平成30年の8月からは、現役並みの所得がある方は3割となっておりますが、これまで利用者負担割合が2割または3割となっている方からの利用を手控えるという相談はございませんでした。

この負担がふえることで利用を控えることは、利用をする方の症状の悪化を進行させる可能性があります。実際には、高額介護サービスなどの利用によりまして負担が軽減できる制度もありますので、ケアマネジャー等によく相談をしていただきたいと思っております。

また、介護離職者の牛久市での人数等については、把握はしておりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 本来なら、ベッドタウンである牛久市におきましては、介護離職者というのがあるはずだと思いますが、なかなかこのような数字は市のほうには把握しづらいであろうというふうにも考えますし、平成30年8月から、例えば特養に入る人が1,000万円以上の預貯金があれば、国民年金しか受給されない人においては、その1,000万円を切り崩しながら特養の、自分の年金の不足分を足さなければならないというふうな、本当に国は改悪というふうなものをどんどん国民のほうへというか、介護を受けなければならない人のほうに負担をしてきているのが現状であります。

次に、在宅での訪問診療についての質問となりますが、高齢になりますとほとんどの方々は、持病と言われます慢性的な疾患が多いのではないかと思います。介護と医療行為は密接で、介護サービスを受けながら診療が受けられるのが望ましく、市内で訪問診療を行っております、つまり往診をしてくださる医療機関数についてお尋ねいたしたいと思っております。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 在宅への訪問診療を行っている医療機関は、市内48医療機関中12カ所となっており、かかりつけの患者のみを対応している医療機関が7カ所、かかりつけの患者以外も対応している医療機関が5カ所となっております。これらの情報は、牛久市健康づくり情報・年間予定表「すこやか」に掲載をしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 厚労省の調査開始以来、2017年度に在宅医療を受けた患者数が1日18万人と最多だったとの報道もありました。在宅への訪問診療を行っている医療機関が、ただいま部長のほうから御答弁がありましたけれども、往診していただくのは、かかりつけとか、そこの機関にずっと患者として通院している人の対応と、あとはそういうそのかかりつけを面倒見るといふか、かかりつけの人への往診は12カ所、48医療機関のうち12カ所あるということでございますけれども、訪問診療を行ったときの診療報酬については、国保からの負担と患者の負担割合はどのようになっているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 月2回の定期訪問を受けた場合の診療報酬は約6万円となります。費用は各種医療保険の適用となりますので、負担割合が3割の場合は、患者負担が1万8,000円、国保などの保険者が4万2,000円を負担いたします。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） なかなかこういう、まあ、個人負担は少ないにしても、保険のほうからの負担割合が随分、今後、在宅医療を充実させるためにはかなりのお金が出ていくのかなというふうにも思っておりますし、本来は国のほうも、往診をした場合は医療機関などに補助金を出して在宅医療を政策的に進めているということなので、これから牛久市は本当に超高齢化なので、その辺につきましても、医療機関に行くと2時間も待たされて、それで痛い足や痛い腰をさすりながら、診療時間は本当に何分、1分とか2分ということなので、この辺はぜひ進めていっていただきたいところなんですけど、この団塊の世代、2025年、皆さん75歳以上になったときにもっともその負担が出てくるのではないかとということで、牛久市の人口動態を見ますと結構団塊の世代が多うございますので、その辺について、今後担当、そして国のほうのガイドラインですね、指針にのっとった形でどのように進めていくのかというのが、先ほど申しあげましたように、大変牛久市の重要課題になっていくであろうというふうには思っております。

続きまして、行政と地域包括センターでの支援ですが、先ほども言いましたように、国は2025年に向け、今月18日ですね、きょうは20日ですから2日前に、認知症対策で共生・予防の二本柱の新大綱をまとめましたが、長寿社会とともに認知症も高齢者の20.6%を占めるようになり、730万人と予想され、この介護に必要とされます社会的コストは19.4兆円と言われます。本当に、これからの長寿社会において、ますます医療や介護の費用、そして必要となります人材が膨張していきますが、人口減少から税収不足や人材不足の中で、より

よいサービスと無駄のない合理性を持って、多職種連携での一体的サービスを牛久市はどのように構築して、そして市民に提供されていくのかということ、できればなるべく具体的にお尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 市では今年度より、多職種連携による事業としまして、介護保険法に基づく地域ケア個別会議を新たに開始しております。この会議は、日ごろから高齢者に関する総合相談や介護サービスの調整を担っている地域包括支援センターに委託して実施している事業で、市内のケアマネジャーが個別に担当している対応困難ケースについて、医療、介護、行政の専門職からそれぞれの視点によるアドバイスをもらうことで、ケアマネジャー一人では気づけなかった視点到気づき、よりよいケアマネジメントにつなげていくことを目的としております。この地域ケア個別会議の実施により、ケアマネジャーの支援と資質の向上が一層図られ、その結果、医療及び介護サービスが市民に適切に提供される体制も強化されていくこととなります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 今年度より、ケアマネジャーが対応困難なケースの場合に、地域ケア個別会議でアドバイス等をいただきながら、よりよいケアマネジメントにつなげていくとの答弁ですが、ちなみに、対応困難なケースとはどのようなケースなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） ケアマネジャーが担当する個別のケースは、ケースによってさまざまな状況があります。対応困難ケースの例としましては、御本人が認知症の疑いがある言動が見られるが医療機関の受診につながらない場合や、介護サービスが適切に提供できない場合などを想定しております。

困難感を抱えるケアマネジャーが、さまざまな専門職からの助言を得ることにより、視点を変えたケアマネジメントに結びつくことが期待されております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 困難ケースというと、本当にどういうふうにしたものかなというふう思ったんですけども、ほぼほぼもう認知症で、どのような形で対応していいかということ、その関連の人たちがみんなで知恵を出し合うというふうに端的に理解すればいいというふうに理解しました。

次ですね、長寿社会における医療介護の最後の質問として、高齢者への虐待についてです。

5月22日、品川区の有料老人ホームで、入居者を殺害した元職員が殺人容疑で逮捕された

との記事と同じ紙面に、施設での虐待、2012年度には155件、2017年度では介護施設職員による高齢者虐待数510件と、5年で3倍になっていると厚労省の調査でわかったとしております。このように、5年で3倍に高齢者施設で虐待がふえたのは、問題意識から通報件数がふえたことも背景にあるとしておりますが、厚労省は虐待が常態化している疑いもあるとしているわけです。人の目のある施設で虐待件数が増加していることから考えれば、牛久市の2019年度から2021年度までの地域福祉活動計画書を見ますと、2017年ベースで施設介護者数5,778人に対し、居宅での介護サービス受給者は2万577人と、圧倒的に居宅介護サービスを受けている方が多い状況にあります。

そこで、質問いたしますが、介護施設で職員による虐待の件数、また居宅介護をしている場合に家族からの虐待の件数など、牛久市におきましてどのような数字があるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 茨城県内の介護施設職員による高齢者虐待の相談件数は、平成28年度は15件、平成29年度は22件となっております。相談及び通報者の内訳としましては、家族・親族が最も多く、次いで当該施設職員、当該施設管理者と続きます。

次に、茨城県内における家族などの養護者による高齢者虐待の相談件数は、平成28年度は482件、平成29年度は490件で、相談及び通報者の内訳では警察が最も多く、次いでケアマネジャー、本人と続きます。

市に寄せられた介護施設職員による高齢者虐待の相談件数は、平成28年度、平成29年度はゼロ件、平成30年度は2件で、家族などの養護者による高齢者虐待の相談件数は、平成28年度は11件、平成29年度についても11件、平成30年度は4件となっております。

介護施設職員による虐待相談が市に寄せられたときには、市の職員が現地で入所者の状況確認や、管理者や職員から状況を聞き取り、事実の確認を実施いたします。不適切なケアが実施されていたときには、県に情報提供し、改善に向けて指導を行い、改善結果も確認していくこととなります。

また、家族などの養護者による虐待相談が市に寄せられたときには、包括支援センターやケアマネジャーなどと連携して安全確認を行い、状況によってはショートステイや高齢者短期宿泊事業などにつなげていくこととなります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま御答弁いただきましたけれども、牛久市では介護施設での虐待件数も、家族による虐待相談件数も極めて良好な数字であると思われませんが、答弁されましたように、これが少ないということは、改善の指導をしっかりと行いながら、その改善結果

もしっかり確認することで、家族による虐待の相談件数が平成30年4件というふうに、本当に良好なというか、少ない数字で済んでいるのかと思いますけれども、本当に虐待というのは、二度ほど児童虐待について私は質問しましたが、どんどん牛久市の場合はふえているということなので、この改善結果というのもしっかり確認、後でのこの確認というのが最も有効なのかなというふうに、児童虐待におきましても、家族介護におきましても、やはり家という、家庭という密室の中で行われるわけなので、この確認がやはりどこか怠っていたり、ちょっとそごがいろいろ、関係機関との連携がうまくいかなかったということがやはりありますので、この少ない数字で牛久市は、介護施設、そして家族の虐待数が少ないというのはどこにこの理由があるのか、ちょっとその辺はいろいろなところに、先ほど言いましたように適用できるかと思しますので、この辺につきまして、お答えできればお願いしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 家族による虐待の相談件数が減った理由といたしましては、ケアマネジャーや地域包括支援センター、また地域の協力者が家族に寄り添い、お互いのストレスをためないよう、介護サービスや地域の資源を活用してサポートしている結果と捉えております。市では、地域包括支援センターから、毎月心配なケースの報告を受けて情報を共有し、必要な支援の検討や援助の進捗を確認しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ありがとうございます。これは本当に大事なことで、みんなそれぞれの役割の中で連携しながら、どのようにしたら、子供たち、児童虐待に対しても、介護される人たちにとりましても、虐待をなくせるかというのが、本当に地域に住んでよかったというお題目だけの話ではなく、これが大事なので、今まで牛久市において大変良好な数字というのをやはり分析しながら、ぜひ進めていただければというふうに思っております。

続きまして、大きな2番といたしまして、小学校でのカリキュラム改革について質問いたします。

2020年度から、学習指導要領の改訂で、授業時数が長時間というふうに見込まれておりますが、いち早く守谷市などでは2学期制の導入、この2学期制につきましては、牛久市のほうがもう大先進地といたしますか、早くから実施しておりますので、牛久市に守谷市が視察研修に来られたようですが、守谷市では授業時間の増加を、夏休みを1週間短縮などをして、その2020年の学習指導要領の改訂で授業時数が多くなったものを消化するというふうに言っておりますけれども、こうした場合、1週間夏休みを短縮して、そのふえた時間をそちらのほうに持っていくというふうなことをいたしますと、子供や保護者の負担軽減についてはどのようになっているのかなというふうに考えるところであります。

そういうところで、牛久市は、この新学習指導要領で授業時数がどういうふうに変わり、そしてまたこの辺はどのように考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 来年2020年度は小学校、再来年2021年度は中学校、その次、2022年度は高等学校と、順に学習指導要領が改訂されて、実施していきます。

小学校では、来年は3年生から6年生までで外国語（英語）が1週間の中で1時間ふえることとなります。そして、全体としての授業の時間もふえます。茨城県は本年度から先行実施して1時間ふえているんですが、この1時間の授業を時間割の中に入れることがなかなかできなくて、週に1日だけ7時間授業ができてしまうのではないかといった心配もある現状です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいま御答弁いただきましたが、週1日だけ7時間授業ができてしまうということなんですが、3年生、6年生、前に質問したときに英語とプログラミングがふえるからどうだというふうな質問をいたしました。今の教育長の御答弁では英語がふえるので7時間授業ができてしまうということですが、授業時数がふえることで子供や保護者への負担につながるのではと懸念されますが、牛久市はどのようにこのふえた時間を実施しようと考えているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） ふえた授業時間を、毎日の学校生活の中でどのように確保するかという問題になると思います。

まず、牛久市は守谷市に先駆けて平成15年度より2学期制を導入してきました。このことにより通知表は年に2回になっています。よその市町村では、成績処理のために学期の終わりに短縮授業というのをしていますが、牛久市は夏休み前も通常どおりの授業ができています。また、牛久市は、平成19年度より、夏休みも8月29日で終わりにして、8月30日から学校が始まるようにしてきました。このような取り組みを進めてきた結果、近隣市町村の学校よりも授業時数にして約18時間程度多く授業ができていようになっています。

また、来年から始まる外国語の授業時間をどうやって確保するかといった問題に関しましては、7時間授業にしている学校もありますし、週3日だけ朝の15分の自習時間を合わせて1時間の授業時間に充てている学校、それから平均すると月1回行われているクラブとか委員会があるんですが、これのない週に授業を入れている学校など、それぞれの学校で昨年度から工夫して取り組んでいます。

文部科学省学習指導要領では、1年間の授業時間を35週間分で計算することになっています。しかし、実際は1年間の授業は38週近くやっています。この35週と38週の間余剰

時間で、ふえた英語の35時間分を消化している学校もあります。こうした工夫によって、子供や保護者に対する負担が生じないように努めている現状です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 牛久市では、2学期制を本当に平成15年から、早目に導入の取り組みをしている結果、近隣他市町村の学校より18時間ほど多くの授業が現在できているとの今の教育長のほうからの御答弁でした。

ですから、英語の授業増加に対しまして、各学校の創意工夫に委ねる、子供や保護者に負担が生じないよう努めているというふうにおっしゃいましたけれども、今、働き方改革の中で心配いたしましたのは、長時間労働と生産性の問題がありますが、児童にとりましても同じことが言えるかと考えます。6時間授業が、そのような日があったとしたら、児童の疲労感や学習の意欲低下、そしてまたいろいろな犯罪やそういうことが大変心配されるので、子供たちの帰宅時間がおくれることとか、そういうふうなもろもろのことが想定されますが、授業の質の保障については担保できるのでしょうか。また、児童ばかりでなく、授業の準備をしなければならない、多忙と言われる教職員の負担感についてはどうでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） これまでも6時間授業で行っているので、児童は6時間授業にはなれています。1時間ふえた分は、先ほどの話のように朝自習の時間を切りかえたり、クラブや委員会と交代で実施したりして負担化を減らす工夫をしているので、現在のところは児童は余り疲れを感じていないという報告を受けています。

1時間ふえた分を工夫している学校の声を聞くと、1時間授業分の45分を、先ほど言いましたように週3回に分けて、朝の15分の自習時間に授業時間として英語を国語にかえて国語の漢字練習などを行っている小学校もあります。これは大変効率がよくて、同時に教育効果も高いとの話もあります。

7時間授業にしている学校もありますが、ここは帰宅時間がおくれるのではないかと心配に対して、週1回7時間授業のある日には昼休みとか清掃時間をなくすことによって、6時間授業の日の下校時間と変わらなくするなど工夫をしています。

また、質の保障ということですが、新しい学習指導要領で示される「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の授業の質は保障できているのかという点ではありますが、牛久市は10年ほど前より対話的な学びを取り入れております。先進地の視察として、先月は中国から、今月は北海道の稚内市から、来月は宮城県の塩竈市からというふうな、海外や国内から市内の多くの学校に視察を受け入れている現状もあります。

また、牛久市では、この対話的な授業づくりに関して他市町村に先駆けてスタートしており

まして、10年間の蓄積がありますので、その結果として、国の学力・学習状況調査で国や県との比較を見ても、その成果は出ているところと思っています。

先生方の負担軽減ということに関しましては、市内の各学校で、牛久は特に日常的に先生方が互いの授業を見合って勉強するといった組織での研修体制も確立しているために、一人の先生が長い時間をかけて、一人で一から授業をつくるといった負担感は減っているものと考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 本当にありがとうございます。10年前からアクティブ・ラーニングということで、今たくさんの視察が牛久市に来ているというようなことなので、本当にすごい教育をしてくださっているなということで、今、ありがとうございますということ、未来を背負う子供たちですから。

それと、きのうも、牛久市はもうキャリア教育というのを随分前からやっておりますけれども、そのキャリア教育をしなかったためになかなか、前にも同じような質問をいたしましたけれども、就職いたしましても二、三年で離職してしまうというような、自分の職業に対する考え方と現実とのミスマッチでなかなか思うような職につけないということなので、キャリア教育というのは大変これから重要であるし、そのような指導を小中学校でぜひしてほしいというような日本経済新聞の論調でしたけれども、それにつきましても牛久市はしっかりとやっているというふうに常日ごろ私は教えていただいているので、これから牛久から成長していく子供たちにおきましては、そのようなことがないのではないかとというふうに考えているところですが、ただいま教育長からの学校現場の詳細な御説明をいただき、学校での実情が少し理解できたかなというふうには思っているところですが、最後に先生方の、過重労働と言われます教職員の、対処療法ではない、根本的な働き方改革について、どのように考えられるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 教育長染谷郁夫君。

○教育長（染谷郁夫君） 先生方の長時間勤務は、本当になかなか改善が進まないようなところがあります。教師の働き方改革の一番の目的というのは、教師のこれまでの働き方を見直して授業技術を磨くとともに、自分の日々の生活の質とか教職人生を豊かにすることで自分の人間性や創造性を高めて、最終的には子供たちに効果的な教育活動を行えるようにするというところであります。そう考えると、教師がゆとりを持って授業準備ができ、なおかつ子供たちに効果的な教育活動を行う必要があります、そのために働き方を見直そうという動きになっています。

その解決の一つが、地域の力だと思います。現在、牛久市の学校の子供たちは、よその市町村には見られないようなさまざまな地域とつながった教育活動を展開しています。地域の方々

とともに授業づくり、学校づくりを進める中で、授業時間の軽減、教師の負担軽減とともに、子供たちには学校だけでは育てられない、学ぶことの意義や思いやりの心や優しさが育っているという報告を受けています。

このような考えから、牛久市では、働き方改革の根本的な改革の中で、地域とともにある学校、大人も子供も学び合い育ち合う教育体制の確立を目指して、今年度よりコミュニティ・スクールの仕組みを各学校に導入していきたいと思っています。また、ICTの導入も、先生方の負担軽減につながるように取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 今、教育長から、本当に必要なICTの問題と、今の子供たちはコミュニケーションがなかなかできないというふうな社会になっておりますので、今年度から全校ですかね、コミュニティ・スクールを導入するというのはそのようにしていただいて、先ほど申し上げましたように、牛久の子供は一人も犯罪に加担するようなことがないように、そしてまた健全な人生を送れるようにということで、教育長のもと、今度、来年1校ふえますけれども、ぜひそのような指導をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 以上で私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で16番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問はこれまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時58分延会